

News Letter

ニュースレター

No. 22

2016.2.25

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター

〒602-8580 京都市上京区新町通り今出川上ル
新町キャンパス臨光館414号室

Phone (075) 251-4902 Fax (075) 251-3028
E-mail derc-sw@mail.doshisha.ac.jp
URL <http://gpsw.doshisha.ac.jp/>
編集・発行：埋橋 孝文

社会学部開設10周年を迎えて

同志社大学社会福祉教育・研究支援センター長 埋橋 孝文

昨2015年12月5日、同志社大学社会学部開設10周年記念シンポジウムが開催されました。10周年と聞いて「そんなに新しい学部？」と思われる方もおられるかもしれませんが。この点について、社会学部のオリジナルホームページは次のように述べています（注・設立時は「学科」ではなくて「専攻」）。

わたしたちはこの学部のことを「**伝統ある、新しい社会学部**」と呼んでいます。2005年に文学部からの「のれんわけ」という形で発足したのですが、実はそれぞれの学科は次のように「長い伝統」をもっています。

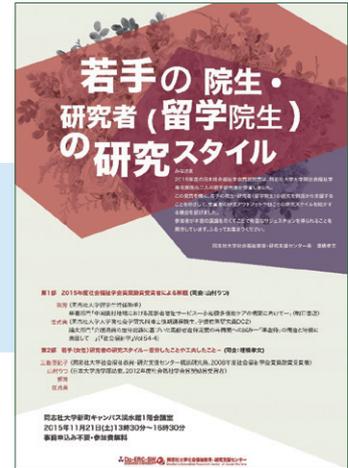
- 社会福祉学科 1931年設立
- 社会学科 1948年設立
- メディア学科 1948年設立
- 教育文化学科 1948年設立
- 産業関係学科 1966年設立

このシンポジウムでは、中央大学の宮本太郎先生に基調講演をお願いし、社会学部の各学科の先生方がシンポジストとして登壇し、「排除しない社会をめざして」という現在日本社会が直面している重要課題について論議を深めました。まさに、5つの学科の協力の下「伝統ある、新しい社会学部」にふさわしい情報発信ができたと思います。

さて、今号では上記シンポジウム以外に5つのセミナーの模様を紹介しています。また、大学院生の教育プログラムに関した3つの特集を掲載しています。

3つの特集とは①「海外フィールドワーク報告」、②「日本社会福祉学会賞奨励賞を受賞して」、③「博士論文を書き上げて」です。①は大学院教育のプロセスに関するもので、②③はアウトカム（成果）と言えます。別のアウトカムともいえる（同志社大学関係者による）著作の書評と併せてご高覧いただければ幸いです。

なお、既にお気づきかと思いますが、先の21号より本ニュースレターのデザインが変更になっています。「見てキレイ、持っててオシャレ、読んでタメになる」をコンセプトにしています。



特集 1

シンポジウム、セミナー

- ① 同志社大学社会学部開設10周年記念シンポジウムに参加して
- ② 子どもの貧困/不利/困難を考える公開セミナー
- ③ 「共同生産 (Co-production) 概念と今日的意味を考える」セミナー報告
- ④ エピソード記述研究プロジェクト報告会に参加して
- ⑤ 「若手の院生・研究者の研究スタイル」セミナーの報告
- ⑥ 「いま、ソーシャルワーカーがなすべきことと次世代のソーシャルワーク教育を考える」シンポジウム

特集 2

海外フィールドワーク報告

- ① 2015年海外フィールドワークを終えて
- ② 中国武漢市Kリハビリテーションセンターにおけるフィールドワークを通して
- ③ 台湾における社会的企業センターのフィールドワーク
- ④ 中国河北省B市におけるフィールドワークを通して

特集 3

日本社会福祉学会奨励賞を受賞して

- ① 郭 芳 (同志社大学社会学部留学生特任助手)
- ② 任 貞美 (同志社大学大学院社会学専攻博士後期課程、日本学術振興会特別研究員 DC2)

特集 4

博士論文を書き上げて

- ① 加納 光子 (同志社大学社会福祉教育・研究支援センター嘱託研究員)
- ② 種橋 征子 (相山女学園大学人間関係学部助教)

書評 1

埋橋孝文・矢野裕俊編著『子どもの貧困/不利/困難を考える I—理論的アプローチと各国の取り組み』(ミネルヴァ書房、2015年)

書評 2

埋橋孝文・大塩まゆみ・居神浩編著『子どもの貧困/不利/困難を考える II—社会的支援をめぐる政策的アプローチ』(ミネルヴァ書房、2015年)

書評 3

木原活信・引土絵未編著『自殺をケアするということ—「弱さ」へのまなざしからみえるもの』(ミネルヴァ書房、2015年)

書評 4

埋橋孝文編著『社会福祉の国際比較』(放送大学教育振興会、2015年)

書評 5

居神浩編著『ノンエリートのためのキャリア教育論—適応と抵抗そして承認と参加』(法律文化社、2015年)

書評 6

マイケル・ヒル/ゾーイ・アービング著、埋橋孝文/矢野裕俊監訳『イギリス社会政策講義—政治的・制度的分析—』(ミネルヴァ書房、2015年)

書評 7

衣笠一茂著『ソーシャルワークの「価値」と「原理」—「実践の科学化」とその論理構造—』(ミネルヴァ書房、2015年)

書評 8

森口弘美著『知的障害者の「親元からの自立」を実現する実践』(ミネルヴァ書房、2015年)

特集1 シンポジウム、セミナー

1 同志社大学社会学部開設10周年記念シンポジウムに参加して

田中 弘美（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程、日本学術振興会特別研究員DC2）

2015年12月2日、「排除しない社会をめざして」と題した記念シンポジウムが臨光館にて開催された。前半は宮本太郎氏（中央大学法学部教授）による基調講演、後半は社会学部の教員らによる報告と宮本氏を加えたパネルディスカッション、という2部構成であった。

宮本氏の講演は「インクルーシブな日本社会は可能か？—教育・雇用・社会保障をつなぎなおす—」と題され、社会的排除の深刻になっている日本で、スウェーデン社会を概念的なモデルにしつつも、それとは異なる手段でより包摂的な社会システムを構築する可能性を検討する内容であった。

まず、日本において排除が生み出される背景には、「一方通行的」な社会システム構造があると指摘した。つまり、高負担で「素材育成型」の教育から、男性稼ぎ主・正規雇用を中心とする雇用（企業による福利厚生供給の歴史）、退職後に重きをおく社会保障（加えて持ち家促進型の住宅政策）までが相互に「標準」とされるライフコースを強化している。そのため、そこからこぼれ落ちる「排除型のライフコース」として子どもの貧困、非正規雇用低所得・単身者の困窮、高齢者の「老後破産」などが深刻になってくると説明した。

これに対して、宮本氏はスウェーデン社会を「交差点型社会=4LDK社会」と表現する。つまり、雇用を中心に教育、家族、社会保障、失業・離職、といったそれぞれの部屋が廊下で繋がれており、一方通行でなく相互間の行き来が可能ということである。また、この廊下の役割を果たす具体的な政策・制度には、無償の公教育、リカレント教育、就学前教育、児童手当、両親保険（育休手当）、社会サービス法（障害者・高齢者の社会参加）、積極的労働市場政策など、実に多様で手厚い制度が整備されていることが示された。

しかし、このスウェーデン型はコストが高く、こころや

身体が弱ってそもそもこの廊下を行き来する気力すらもない人が多い日本の現状には相応しくない。このような考えから、宮本氏は日本全国にみられる実践を具体例に挙げ、地域に根ざした日本型のインクルーシブ社会の構想を検討した。実践の例として挙げられたのは、生活クラブ「風の村」によるユニバーサル就労、秋田県藤里町「こみっと」の就労支援、NPO法人「ふるさとの会」の低所得高齢者に対する生活支援をとおした雇用創出などであった。

質疑応答では、NPOや社会的起業をインクルーシブ社会の主な担い手に位置づけていることに関して、「講演者はNPO・社会的起業論者なのか？」「NPOなどの支援に頼ることに弱点はないのか」といった質問が出た。これに対して宮本氏は、NPOや社会的起業には属人的で人材（リーダー）に左右されがちという側面もあり、手放しでこれだけに頼るべきという考えはもっていないと答えた。これらのポジティブな面を發揮でき、反対にネガティブな面は抑制できるルール・制度をつくることが重要で、これは行政の役割である。今後、NPOと行政の連携が重要になると述べた。

ほかに、「雇用が真ん中に来るべきなのか？」や「何を生産性として捉えるべきか？」といった疑問も出され、宮本氏はコミュニティを基盤とした雇用のあり方、「労働生産性」に限らない生産性概念の拡大が重要との考えを示した。

後半のパネルディスカッションは、社会学部教員による報告に対して宮本氏がコメントするという形式で進められた。紙面の関係上ごく簡単なものになるが、内容を紹介する。まず、立木茂雄氏（社会学科）は「排除のない防災をめざして」という題で、東日本大震災後に障害者が生活で困ったことを調査した結果をもとに、包摂には「合理的配慮」「ストレングス構築」「制度的対応」の3点が重要であることを示した。宮本氏は障害者の社会モデルへの道筋について質問し、これに対して立木氏は日本の障害者政策に関しては急ぎすぎず市民・当事者団体らの小さな活動の積み重ねを通じて、障害者権利条約の批准に結びつけたことでボトムアップに成功したという見解を示した。

次に、マーサ・メンセンディーク氏（社会福祉学科）が「マイノリティも活かされる社会を目指して」という題で、外国籍住民の排除の問題を取り上げた。かれらが直面する排除は、制度の壁（在留資格、結婚・離婚・子どもに関する制度）から社会の壁（嫁・母親の社会規範、メディアイ



メージ、人種差別)まで多重的であることが示され、京都にみられる支援実践を紹介した。宮本氏からはヨーロッパ諸国の移民をめぐる現状を踏まえて日本はどのような包摂をめざすべきかという質問が出されたが、マーサ氏は早く国籍を取ることを促進し市民として包摂することが基本のヨーロッパと、その基本すらない日本ではかなり状況が異なることにふれたうえで、理解のある人(当事者含め)が支援に携わることが重要との見解を述べた。

池田謙一氏(メディア学科)は、東日本大震災後のソーシャルサポートについて「情報疎外」という視点から報告した。情報疎外者の典型として、対人的ネットワークの弱さ、情報源がテレビに限定されるなどの特徴を挙げ、このような人々を疎外しない方法を検討した。宮本氏からの「弱い紐帯」を築いていくネットワークの方法は、という質問に対して、調査では外からのボランティアにも弱みをみせられない人がいることがわかり、「異質なもの」とつながるのが苦手な人をどう包摂するかが課題であると述べた。

上田眞士氏(産業関係学科)は、「企業社会の変容と労働組合」について報告した。日本の労働市場の抱える非正規雇用の拡大や過労死・過重労働といった問題は、グローバル競争を背景とした企業社会の性格変化、つまり「労働者社会」から「経営者社会」への変化に起因されることを示した。宮本氏からは、日本企業を欧米のような「ジョブ型」に転換する方向性について質問が投げかけられ、議論は同一価値労働同一賃金の実現性にまで及んだ。上田氏は実現は困難としながらも、可能性はゼロではなく、各産業で組合の介入による地道な戦略(企業をまたいで同等のポジションの仕事内容を整備するなど)を実施して

いくことが実現につながるのではないかと述べた。

最後に、コーディネーターの山田礼子氏(教育文化学科)から、包摂にむけて大学教育が担える役割とは、という質問が出された。宮本氏がいま大学はG(global)とL(local)大学に二分化してきているが、果たしてそれだけでよいのか。地域を変えていくというD(development)の意味で同志社は引っ張って行ってほしいと、ウィットに富む答えでまとめられた。

以上を経て、閉会の挨拶では、初代社会学部長の黒木保博氏(社会福祉学科)が社会学部創設までの歴史を述べ、最後はdiversityのD、そしてdignityのDを付け加えて同志社社会学部のさらなる発展を誓い、座布団が舞うような雰囲気の中での閉会となった。

今日の日本の現状を様々な角度から切り取った、まさに社会学部ならではの非常に濃い内容で、長時間にもかかわらず多くの聴衆が最後まで残り、議論に聞き入る姿が印象的であった。また、聴衆に多くの学生の姿がみられたことは、良いシンポジウムだった一つの証しだろうと感じながら、寒空の家路についた。



2 子どもの貧困／不利／困難を考える公開セミナー

● 第1部 ●

阿部 彩 (首都大学東京)・小田川 華子 (首都大学東京)

宮田 暢子 (堺市こころの健康センター)・埋橋 孝文 (同志社大学)

王 佳琳 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程1年)



2015年7月25日(土)、同志社大学室町キャンパス寒梅館203教室にて、「子どもの貧困／不利／困難を考える」というテーマで、同志社大学社会福祉教育・研究支援センター主催の公開セミナーが開催された。130名の参加者があった当セミナーの内容は大きく分けて二部で構成されており、第1部は『「貧困／不利／困難に負けない力(レジリエンス)」と自己肯定感』というテーマで、第2部は「子どもの貧困への多様なアプローチ」のテーマで各大学や福祉機関からお越しいただいた先生方に分かりやすく講演していただいた。



第1部では、首都大学東京の阿部彩先生と小田川華子先生に、それぞれ「子どもの自己肯定感の低下を防ぐ要因はなにか」と「児童養護施設退所者の自己肯定感向上の契機」をテーマに詳細なデータや事例紹介を通して報告して下さった。また堺市こころの健康センターの宮田暢子さんにもお越しいただき、「児童養護施設退所者の不利、困難、貧困を克服する手当て」をめぐる、主に調査で集めた職員たちの語りをもとに分析を行なった。最後に、同志社大学の田中弘美さんと埋橋孝文先生に、「子どもの自己肯定感をはぐくむ支援—『生い立ちの整理』を手がかりに—」をテーマに報告し、今後の課題も提示していただいた。当セミナーは、本学の学生のみならず、他大学からいらした多くの研究者、福祉現場で仕事している方々も含め、参加者は予想以上に130人を超え、反響が大きかったのである。

以下、第1部の内容概要を簡単に紹介する。

まず、阿部彩先生は「子どもの自己肯定感の低下を防ぐ要因はなにか」というタイトルで、子どもの希望、学校生活、自己肯定感などと保護者の就労状況との関連についての大阪の調査データにもとづいて子どもの自己肯定感に影響を及ぼす要素とそのレジリエント要因を分析した。貧困



という経済格差によって、子どもの夢格差も出てきて、調査の結果から見ると貧困層の子どもの夢（希望）がない割合が多い。そして、自己肯定感に大きな繋がりを持つ学校という場での要素として、子ども自身の学力、学力以外の能力と先生との関係が挙げられた。また、親の学歴、親の雇用形態などの要素も考察したが、それほど大きな関連性

が見えなかった。最後に、レジリエント要因として、良好な「教師との関係」と「親子関係」は貧困による自己肯定感の悪影響を緩和する効果があるという結論を示した。

次に、小田川華子先生は「児童養護施設退所者の自己肯定感向上の契機」というタイトルで、8名の児童養護施設退所者自身の語りから、退所前後の自己肯定感向上の契機について考察し、児童養護施設での支援（インケア）および退所後支援（アフターケア）に関する示唆を得ることを目的とした。退所前は主に「自分を受け入れてくれる人」、「話を聞いてくれる人」、「気遣ってくれる人」など、そのような人の存在を認識し、人との信頼関係を築いていく中、「赦し」の自己肯定感＝心の土台が形成されていった。退所後の場合は、①仕事（自分に適切な仕事や職場の有無、やりたいことにチャレンジする機会の有無、肯定的な評価をもらえるかどうか）、②結婚（共感し合える相手、“帰る場所”、家族に対する責任感）、③「再起の場」（共感、受容し、再起を後押ししてくれる人との出会い）という重要なポイントが挙げられた。そして、退所者の生き方哲学として、「つらい体験を力に」という発想転換と「自分の人生を選び取る

る」という思想は特に印象的であった。最後に、児童養護施設の子どもの自己肯定感を向上させるために、退所前も退所後も「ホーム」を、つまり彼らが安心できる環境、良き助言者による支援と見守りのなか、自省して再生、再起する場を提供する必要性を強調した。

さらに、堺市こころの健康センターの宮田暢子さんは「児童養護施設退所者の不利、困難、貧困を克服する手当て」というテーマで、児童養護施設退所者の背負う不利、困難、貧困を克服し、その連鎖を断ち切るための手当てを検討した。調査で集めた主に児童養護施設の職員の語りを分析し、「個人がもつ『力』」と「個人を取り巻く『環境』」という二つの面から具体的な手当てを説明した。具体的に言うと、退所者に他者に頼ることができることに気づかせることと、手を差し伸べてくれる他者、頼れる場所を保障することである。退所者が他者に頼ることが可能になるには、子どもの自尊心、自己肯定感を高め、愛着関係（基本的信頼感）を形成し、人への信頼関係をはぐくむことの重要性を示し、さらにそのために、子どもの力を高める環境を準備することが大切であると主張しつつ、今後の課題を提示した。

第1部の最後に、同志社大学の埋橋孝文先生は「子どもの自己肯定感をはぐくむ支援—『生い立ちの整理』を手がかりに—」をテーマに報告した。インタビュー調査を通して、子どもの生い立ちの整理の重要性と施設職員の役割との2点の結果を得た。生い立ちの整理はなぜ重要なのかを説明する際に、①子どもが自己否定に陥ることを回避すること、②親との関係性を子ども自身に構築させること、③子どもの知る権利擁護という三つのポイントが挙げられた。考察として、自己肯定感向上のための二つのスタートラインがあり、つまり自己否定から自己受容へと変わる第一歩と、自分の人生を取り戻すための親子関係を（再）構築、過去を納得し、次のステージへの第一歩とのことである。さらに、生い立ちの整理に関して今後の課題を提示した。

筆者は今回のセミナーに参加させていただき、先生方の厳密な分析と簡明な説明をして下さったお陰で勉強になっ

たことが多く、子ども支援についての見解も深くなった。どの報告でも子どもの自己肯定感を向上させるためには重要な一点として強調されたのは、「人間関係」であった。親子関係、先生との関係、施設の職員との関係、結婚してパートナーとの関係、職場での人間関係などがあり、子どもの心は人間関係によって傷





付けられ、またそれによって救われるのであろう。子どもの自己肯定感は子ども自身の力だけでは取り戻し、保つことは難しい。個人の力を重視するより、安心できる環境、信頼できる人の存在、過去は認めるが、それに拘らずに前向きに生活していこうという勇気を持ってもらえる契機を作ってあげることが、より大事なのであることをしみじみ感じた。しかし、実際に子どもは心身とも未熟な状態で自分から発信することが少なく、

自ら心を開いてくれるとは限らない。そのため、大人たちのその心のドアをノックするスキルが求められている。さらに傷付けることを避けながら、子どものすべての傷を共有し、過去に共感し、「独りじゃないよ」というメッセージが伝わるように、生きがいを見つけ、生きる希望に燃えて新たな一歩を踏み出せるように、大人たちは具体的に何ができるのであろう。薬や治療で治せる身体の傷とは違い、心の傷を癒すというのは雛の孵化のように、愛情、時間、見守りが必要なのではなかろうか。

ご多忙中、遠くからお越しいただいた阿部彩先生、小田川華子先生、宮田暢子さん、本学の田中弘美さんと埋橋孝文先生に、勿論第2部で素晴らしい報告をしてくださった先生方にも深く感謝し、御礼申し上げたい。

● 第2部 ●

室住 眞麻子（帝塚山学院大学）・田中 聡子（県立広島大学）・山村 りつ（日本大学）

室田 信一（首都大学東京）・劉 眞福（プール学院大学）

李 麗（社会福祉法人四日市福祉会）

史 邁（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

「子どもの貧困／不利／困難を考える公開セミナー」の第2部は、「子どもの貧困への多様なアプローチ」というテーマで行った。第1部の「負けない力（レジリエンス）」と自己肯定感をめぐる理論的な検討から実践への延長線として、第2部では、子どもの貧困問題に対する多様なアプローチが紹介されている。その内、子どもの貧困問題に深く関連している女性労働、学習教育、精神福祉などの側面から、社会的支援の取り組みと、アメリカや韓国などでの海外の先進的な実践プログラムが含まれている。



以下は第2部5つの報告のそれぞれの内容について簡単に報告する。

まず、室住先生は、「『子どもの貧困と母親の就業』の背景と背後」というテーマで講演して下さった。室住先生は、子どものいる世帯の母親の就業状況を（集合的な統計から）分析し、「大阪子ども調査」(阿部・埋橋・矢野 2014) による母親の就業状況別貧困率の推計に併せて、世帯所得階層別にみた家事・育児時間の実態の検討を行っている。主な結果として、母親が働くということは、子どもの経済的基盤の維持という側面に意味があるだけでなく、子どもの自己肯定観（自尊感情）にとっても良い影響を与えることが分かった。「母親の働く場所や職場の人間関係が、より身近に感じられるような、場合によっては、学校帰りに立ち寄れるような環境作り」も非常に重要であると、室住先生が指摘している。

次に、田中先生は「反・子どもの貧困の実践から学ぶもの」について講演して下さった。この講演では、体系的なミクロの実践である「江戸川中三勉強会」「釧路市高校進学プログラム高校行こう会」「京都市『中三学習支援事業』」「大阪『子どもの家事業』」を取り上げて考察を行った。その結果、田中先生は、子どもとの関係性の構築には「本気で向き合う」本気で向き合う大人の存在、多様なボランティアなどの親以外の「大人モデル」、専門性の高い個別支援のプロセスは、子どもが貧困に負けない「力」を生み出す重要な要素であると指摘した。また、支援者を活用する力（苦手な問題の解決）、生きる力（生活技術・社会の規範・家庭文化）、意欲・努力（自分の将来を描く、進路に向かって努力）は実践で育む貧困に負けない「力」となると結論づけた。



そして、山村先生は「児童養護施設で暮らす子どもたちと親のメンタルヘルス・イシュー」というテーマで講演して下さった。山村先生によると、精神科領域のケアの問題が子どもたちの現状に与えている影響は少なからずある。とりわけ親の精神疾患がそれらの養育能力、親子関係

に影響を与え、さらに子どもたちの生活にも及ぼしている。親の精神疾患を理由とする措置（児童養護施設への入所）、ないし二次的影響により、経済的困難に陥るケースが多くみられる。子どもたちの生活ケアの在り方を考える場合は、障害をもつ人が親業を遂行することを助けるための支援が必要とされている。問題対策に対して、児童養護施設での生活は経済的・物質的以外の側面での「剥奪」を伴うものであり、その改善の一助として親の精神疾患の問題について

考え、包括的な視点でケアの方法を考えていくことが今後求められることであると、山村先生が指摘した。

さらに、4番目の講演で、室田先生はアメリカの「ヘッドスタート事業」代表的な実践事例として挙げつつ、今後日本の子どもの貧困対策と教育について提言した。先生によると、「ヘッドスタート事業」は、貧困線以下の世帯の未就

学児童および保護者を対象にし、教科書的な学びに限らず、保健サービスや社会サービスなどを提供する、長期的なプログラムである。貧困率が高い地域の受託者（NPOや学校など）に予算をつけることと、不利な状況の世帯に対して予算を手厚く付けることがその特徴である。日本への示唆について、室田先生は「資源分配の根拠」が日本でヘッドスタート事業と同様の事業を展開する際の課題にあると指摘した。その一方、日本の強みを生かした子どもの貧困対策の可能性として、住民参加型支援プログラムを提示した。

最後に、劉先生は、民からスタートした韓国スタイルの貧困児童プログラムについて講演して下さった。劉先生の紹介によると、韓国では、民から一緒に力を合わせてスタートして、マウル（地域）づくりをし、国家の貧困児童政策に響かせて、法律を変えたこととなった。それが韓国内外の多くのさまざまな貧困児童のための試みに繋がって

いるということが韓国スタイルの貧困児童プロジェクトであり、諸外国に発信できる貧困児童プロジェクトプロセスである。韓国の実践を検討する結果、日本は家庭的養護の推進（社会的養護の将来像）の下で、今まで以上に貧困や課題を抱えた児童への「地域からのアプローチ」が必要であると提言した。

以上の複数の講演が示されているように、子どもの貧困問題は、子どもの自身の問題やただ単に経済の問題ではない、問題のしわ寄せとして発生している場合が多い。子どもが貧困に負けない力を生まれるためのアプローチについて、子どもの自己肯定感の向上や信頼関係作りの促進など子ども自身への支援が重要であること、一方、子どもが安心できる環境作りとして家族への支援や施設、学校など公的関連機関の連携及び地域活動も不可欠であることが分かった。子どもの自己肯定感（心の土台）の形成についていい勉強になった。また、児童養護施設での支援（インケア）および退所後支援（アフターケア）に関する示唆の部分では現在施設職員である筆者自身にとっては、現場支援業務に関するいい刺激もたくさん存在し興味深かった。

今回のセミナーで、子どもの貧困について多種多様の講演を興味深く聴かせていただき、学術から離れている筆者にとってはすべてが新鮮で多くのことを勉強させていただきました。最後に、貴重な勉強の機会を提供し、素晴らしい講演をしていただいた先生方に心より感謝申し上げます。



3 「共同生産 (Co-production) 概念と今日的意味を考える」セミナー報告

遅 力榕（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程2年）

2015年9月25日、同志社大学の上野谷加代子教授を代表とする科学研究費研究「ソーシャルワークの実践理論形成に関する実証的研究：事例を通じた地域・国際比較研究」チームと、同志社大学社会福祉教育研究支援センターの主催により、「福祉サービス供給における共同生産 (Co-production) 概念と今日的意味を考える」というセミナーが溪水館にて開催された。

本セミナーは、大阪大学の斉藤弥生教授の司会のもと、

スウェーデンのエーシュタ・シュンダール大学のヴィクトール・パストフ教授（科研、共同研究者）に「新しい時代のガバナンス、共同生産とサードセクターによる社会サービス」というテーマで、ヨハン・バムスタッド准教授に「共同生産とサービスの質—スウェーデンにおける協同組合保育の事例から」というテーマでご講演をいただいた。参加者は、関西大学、大阪大学、武庫川女子大学、同志社大学などからの先生、学部生や大学院生はじめ、約三十名であった。

ペストフ教授は1941年に生まれ、ストックホルム大学で1977年に博士号を取得し、その後、ヘルシンキ大学（フィンランド）、金沢大学（日本）客員研究員、1996-2002年セーデルトーン大学（スウェーデン）教授、2002-2008年オステルスンド大学（スウェーデン）教授を務め、現職に至る。ヨーロッパにおけるサードセクター、特に協同組合研究の第一人者である。EMES（ヨーロッパ・サードセクター研究者ネットワーク）の立ち上げにかかわり、現在も同学会の中心的な役割を果たしている。日本の協同組合研究に強い関心を持ち、2014年5月より大阪大学招聘教授である。有名な著書には『Beyond the market and state』（『福祉社会と市民民主主義』日本経済評論社）と『Between markets and politics』（『市場と政治の間で』晃洋書房）である。バムスタッド准教授はペストフ教授の研究の同僚である。

ペストフ教授の講演では、まず、有名な福祉トライアングルの説明から始まった。次に、共同生産（Co-production）に関する五つの課題が整理された。一つ目は、共同生産（Co-production）の定義を述べられ、Bovaird が強調した長期的な関係と、専門家と当事者間の持続的な資源提供の重要性を指摘された。二つ目は、市民が共同生産へ参加する影響要因を参加の容易さとそのサービスの市民にとっての重要性に分析された。例えば公共セクターが参加を容易にするような体制をとっていけば、市民の参加というのは高まるという結果になる。三つ目は、共同戦略については、長期的に得られる個人もしくはそのグループの利益のために、短期的個人の利益を犠牲にするということであると述べられた。四つ目は、市民は社会サービスの改善など協働する場面が必要とするときに、共同生産（Co-production）に参加しやすいと示された。五つ目は、共同生産（Co-production）を、個人の活動と協働する活動、これを合わせたものとする分析された。また、協働する

活動は個人の活動を促進・強化する作用があると指摘された。続いて、EMES での研究事例を通して、ヨーロッパにおける共同生産（Co-production）の方式があげられた。最後に、国家にしても、市場にしても、何らかの限界がある。その限界を打ち破ることができるのはサードセクターのみであると指摘された。しかし、それを可能にするためには、行政の理解と許容が欠かせないとした。すなわち、ニューパブリックガバナンスの存在が求められている。共同生産（Co-production）は、このニューパブリックガバナンスの非常に重要な側面であり、鍵となる側面であると結論づけた。

バムスタッド准教授の講演では、共同生産（Co-production）とサービスの質について論が展開された。サービスの質といえば、専門家のサービスクオリティーというだけではなく、それぞれの人たちの QOL に大きな影響を与えることとして捉えられる。とりわけ、社会的弱者にとって、サービスの質は非常に重要であると指摘された。サービスの質の向上の方法について、普通に専門性、競争原理、利用者参加と思われる。しかし、バムスタッド准教授はその実際的狀況をスウェーデンの例を通して説明した。まず、専門性について、時代の変化によって専門性が高くなってきたが、専門家と利用者間のギャップが大きくなり、利用者が疎外感を感じられてしまう傾向がある。次に、競争原理について、利用者には多様な選択肢を提供することがサービスの質の向上にはいい効果があると提示した。最後に、利用者参加の必要性を強調した。

お二人の先生方の講演会を通して、スウェーデン現場の話だけでなく、日本の協同組合の話も含み、先進的な実践に接する機会ができ、共同生産（Co-production）、または参加の重要性が理解できた。ご多忙中、貴重な講演をしてくださったペストフ教授とバムスタッド准教授に深く感謝し、お礼を申し上げる。



4 エピソード記述研究プロジェクト報告会に参加して

日和 恭世（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）

2015年9月26日、同志社大学新町キャンパス溪水館会議室にて、「社会福祉研究・実践における『エピソード記述』の可能性」と題したエピソード記述研究プロジェクト報告会が開催された。本報告会は2部構成となっており、第1部は、エピソード記述の提唱者である中京大学客員教授の鯨岡峻先生による講演、第2部は関西学院大学の市瀬晶子先生、同志社大学の森口弘美先生、松本理沙先生、日本女子大学の小山聡子先生の4名の先生方による研究報告が行われた。

第1部では、鯨岡先生が「接面とエピソード記述」というテーマで講演して下さった。鯨岡先生がエピソード記述という考えにたどり着かれた経緯や客観主義パラダイムと接面パラダイムの違いなど、エピソード記述の基本的な考え方についてお話いただいた。とりわけ「人と人とのあいだに成り立つ独特の空間や雰囲気」である「接面」という概念について説明され、接面で起こっているできごとを観察者としてではなく、当事者として捉えるからこそ、エピソード記述を描くことができるのだということを説明していただいた。



第2部の研究報告では、まず、「エピソード記述の可能性の検討—『他者と共に生きる枠組み』を切り開くパラダイムとして」とのテーマで市瀬先生による発表があった。市瀬先生は、ご両親と先生ご自身とのある日の会話についてのエピソード記述を提示され、

認識の枠組みの転換がもたらされる点にエピソード記述の意味を見出すことができると報告された。

次に、森口先生が「社会福祉実習におけるエピソード記述の試み—どのように研究としてまとめるか」というテーマで報告された。森口先生は、学生が書いたエピソード記述を紹介され、実習における学びにおいてエピソード記述が有用であることを説明された。また、エピソード記述を用いた論文を書く場合の結論の出し方についても触れられ、論文や著書をひとつの問いかけと捉えることや、エピソード記述を読んだ人の反応を示すことなど、具体的な方法を示していただいた。

続いて、松本先生が「重度知的障害者のきょうだい関係におけるケアとセクシュアリティ—ある女性きょうだいのエピソード記述を通して」とのテーマで発表された。松本先生は、重度知的障害者のセクシュアリティとケアの関係に関心を持たれており、ご自身の経験をもとに描かれた2



つのエピソード記述を紹介され、重度知的障害者のきょうだいとしての複雑な感情を示された。

最後に、「演劇的手法を取り入れたコミュニケーション教育の授業研究—教員自身の振り返りを中心に」とのテーマで小山先生による発表があった。小山先生はご自身が取り組まれている演劇的な手

法を取り入れた授業についてのエピソード記述を紹介され、授業についてのご自分の気づきについて報告された。

1年程前からエピソード記述に関心をもっていた私にとって、今回の報告会はソーシャルワークにおけるエピソード記述の可能性を実感できた貴重な機会となった。エピソード記述を描くことにより、個別具体的な場面において自分が感じたり考えたりしていることを言葉にすることができる。そのことは、学生や実践者がソーシャルワーカーとして成長するうえでの大きな力となるのではないかと考える。このようなエピソード記述を蓄積することは、これまで語られないまま実践のなかに埋もれてきたソーシャルワーカーの実践知を言語化するためのひとつの方法として大変意味のあるものではないかと感じた。

その一方で、エピソード記述の難しさについても実感した。それは、研究報告のなかでも話題となったエピソード記述を用いた研究における結論の出し方についてである。エピソード記述は、あくまでもひとつの認識の仕方の提示であって、「～である」と言い切れるような結論を出すことは難しいのではないだろうか。そのため、鯨岡先生が言われるように、エピソード記述を描くだけではなく、「エピソード記述を読む」という取り組みが不可欠であり、各自が描いたエピソード記述を皆で読み、読んだ人がどのように感じるかという点をも含めて考察していくことが必要



なのではないかと考える。今回の学びをもとに、今後もエピソード記述についての学びを深めていきたい。

最後に、お忙しいなか、貴重な講演をしてくださった鯨

岡峻先生、研究報告をしてくださった市瀬晶子先生、森口弘美先生、松本理沙先生、小山聡子先生に心より感謝申し上げます。

5 「若手の院生・研究者の研究スタイル」 セミナーの報告

屈 小雨（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程2年）

2015年11月21日（土）、同志社大学新町キャンパス溪水館会議室にて、「若手の院生・研究者（留学院生）の研究スタイル」というテーマで、同志社大学福祉教育・研究支援センターの主催セミナーが開催された。本学の先生、院生および他大学からきた院生、研究者を含め、計28人が参加した。

研究会は2部構成で、第一部は2015年度の日本社会福祉学会賞奨励賞を受賞した同志社大学留学生特任助手郭芳さんと同志社大学大学院社会福祉学研究科博士後期課程3年の任貞美さんにこれまでの研究成果を紹介していただいた。第二部では、同志社大学社会福祉教育・研究支援センター嘱託研究員の三島亜紀子先生、日本大学法学部助教の山村りつ先生、郭芳さん、任貞美さんにそれぞれの研究スタイル（苦勞したことや工夫したこと）を紹介していただいた。

郭芳さんは2014年に出版された自身の著書「中国農村地域における高齢者福祉サービス—小規模多機能ケアの構築に向けて—」を紹介された。第1部には、農村高齢者向けの「村宅老所」サービスモデルの構築の必要性が論じられている。第2部では、中国農村部の中間層を研究対象とし、日本の示唆を得たうえ、中国の実情に合う小規模多機能ケアサービスという新たなサービスの構築とその実施可能性について述べた。そして、日本の宅老所の成功経験と照らし合わせて、「村宅老所」サービスモデルの実現可能性を検証している。

一方、任貞美さんの講演では、「介護職員の虐待認識に基づいた高齢者虐待定義の再構築への試み—「準虐待」の構築と特徴に着目して—」をテーマとし、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援などに関する法律に含まれていない人権侵害行為と不適切なケアが存在するという現状の元で、法律に「虐待予防」としての機能と効果がほ

とんど見られず、高齢者虐待の定義には曖昧さがあることを述べ、そして、高齢者虐待定義の再構築と特徴を明らかにするため、回収された1,389人の職員の調査票を分析した結果、「準虐待」は、「尊厳の侵害」「役割の侵害」「自律の侵害」「交流の侵害」の四つの因子で構成され、「準虐待」の各内容を改善していくことは、高齢者の人権保障の最優先課題であることが報告された。

また、介護職員は高齢者の「尊厳の侵害」に虐待認識が低い傾向が見られたため、介護職員の「準虐待」にあてはまる内容に関する情報と意識共有の必要性、また高齢者の自立や役割のある生活の重要性について、職員らの共通理解を強化する必要があると述べられた。

つぎに、第二部に入って、四人の報告者がそれぞれ、「若手（女性）研究者の研究スタイル：苦勞したことや工夫したこと」というタイトルで、①自分の研究生生活を振り返って、②現在の研究テーマ、③これまで苦勞したことや工夫したこと、④後輩へのアドバイスという四つのポイントを中心にお話しされた。

三島亜紀子先生は大学卒業後、ブラック企業で働いた経験から、平和な世の中でも剥き出しのままの資本主義が実在しえることを強く感じたとおっしゃった。今ソーシャルワークのグローバル定義と専門職の現在などについての研究をされている。また、自分の得手と不得手を見極めることを工夫されたようだ。アドバイスの部分では、三島先生から『好きの力を信じる』、『人生についての断章』、『ファウスト』という3冊の本を勧めていただいた。

続いて、山村先生は同じタイトルで、まず院生時代、特任助教時代と現在の研究生生活についてそれぞれ経験したことを紹介された。そして、若手研究者が直面する課題については、①資源の不足、②時間との闘い、③キャリアへの不安、④研究者としての出発の四点が取り上げられた。また、これまで研究の助けになったことについては、国際的な研究へ関わる機会、TAを通じた訓練、人的環境の充実、切磋琢磨する仲間などが挙げられた。後輩研究者へのアドバイスとしては、①書くことを見せること、②「伝え方」、「伝





わり方」を意識すること、③計画と戦略をもつこと、④情熱をもつことの4点を挙げられた。

そして、郭芳さんの研究スタイルに関する報告では、まず郭さんが社会福祉に関心を持つようになったきっかけから博士号を取得するまでの研究生活を振り返って紹介していただいた。現在は、日本の介護事業者の中国での実践を参考にする中で、中国における民間介護事業の発展の可能性を見出していくことができるのではないかと考え、「中国の介護市場に進出した日本式介護サービスへの国際評価」という研究課題に取り込んでいる。これまで、日本の社会福祉、特に地域福祉に関する知識の把握、研究テーマの発見と統計調査の分析方法の習得、あとは研究会と学会にできるだけ多く参加することに力を入れてこられたそうだ。後輩へのアドバイスとしては自分のやりたいテーマを粘り強くやっていくことが大切だと述べられた。

最後に、任貞美さんが、学部を卒業したあと、韓国で社会福祉士として働いたことから、博士後期課程に進学した現在までの経緯を述べられた。今は高齢者虐待予防モデルの構築について研究をされている。外国人留学生として、修士の時は、日本語に自信がない、論文の書き方が分からないなどの悩みもあったそうだが、自身の努力と、多くの人たちからの助けによって、乗り越えてこられたそうだ。また、常に自分の研究を誰かと話すことができる機会を増

やすことは大事とも述べられた。後輩へのアドバイスとしては、困難に遭遇した時には、自分を支えてくれる人たちのことを思い、そして自分がやりたいと思っている研究の意義を考えてみることである。

3時間の研究会に参加させていただき、先輩方からのお話を通して、研究とは何かに関する理解を深めることができたように思う。今回の研究会は、若手研究者たちにとって、研究方法と研究上の悩みに対するアドバイスをいただくことができたという点からも非常に貴重な機会となった。ご多忙の中、自身の経験を振り返りながら、興味深い講演をくださった三島亜紀子先生、山村りつ先生、郭芳さん、任貞美さんに心から感謝申し上げたい。



6 「いま、ソーシャルワーカーがなすべきことと次世代のソーシャルワーク教育を考える」シンポジウム

姜 民護（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程3年）

去る2015年10月31日（土）、第45回全国社会福祉教育セミナーの基調報告・シンポジウムが「いま、ソーシャルワーカーがなすべきことと次世代のソーシャルワーク教育を考える」というテーマで行われた（於・同志社大学・良心館地下2教室）。

本基調報告とシンポジウムは、空閑浩人氏（同志社大学教授、コーディネーター）の言葉を借りれば、「若い世代の『福祉離れ』や養成校の『志願者減少』」「ソーシャルワーカー養成イコール国家試験合格者養成」という課題を乗り越えるために企画された。別言するなら、「ソーシャルワークがソーシャルワークとして機能し、ソーシャルワーカーがソーシャルワーカーとしてその役割を果たしていく」ことの必要性を共有するための企画であるともいえる。

基調報告は、藤田孝典氏（NPO 法人ほっとプラス代表理事・社会福祉士）が上記テーマについて報告された。また、シンポジウムでは、藤田譲氏（白鷺病院医療福祉科医療ソーシャルワーカー）が「多職種連携と利用者支援」の立場から、岡田まり氏（立命館大学教授）が「次世代育成・教育」の立場から報告された。

藤田孝典氏は、社会福祉の現状を批判的に捉え直すこと

で、「ソーシャルワーカーがなすべきことと次世代のためのソーシャルワーク教育」という問いへの答えを探っている。具体的に、教育現場と実践現場間のギャップ、ソーシャルワークが学べる学校と実習先、現場の足りなさ、ソーシャルワーカーという資格の意味、ソーシャルワーカーを取り巻く労働環境の問題などを指摘し、次のように述べている。ソーシャルワーカーは、法律と制度から排除された方々と向き合うべきであり、ソーシャルワーカーという資格証の所持がソーシャルワーカーとしての遂行能力の保有を意味しない。また、ソーシャルワーカーとしての遂行能力があったとしても、劣悪な労働環境（低賃金や残業代の未支給など）による能力発揮の不可能といった構造的問題の改善が急務であると指摘した。他方では、現在のソーシャルワーク教育がソーシャルワーカーとしての遂行能力の習得ではなく、ソーシャルワーカーという資格証の取得のために機能しているのではないかと指摘し、ソーシャルワーク教育の志向点を厳密、かつ客観的に吟味する必要性について提言した。最後に、「目覚めない社会福祉専門職教育」「論争のない平和で調和的な社会福祉関係者」というキーワードを取り上げながら、ソーシャルワーク教育者に、ソーシ

ルワークの力と可能性を信じ、教えて頂きたいという注文とともに、報告を終えた。

藤田譲氏は、医療機関でのソーシャルワーカーの立場から、「ソーシャルワーカーがなすべきことと次世代のためのソーシャルワーク教育」という問いへの答えを「実践力」というキーワードで述べた。藤田譲氏は、「実践力」を「クライアントの問題解決に、また社会の維持・発展に貢献するために必要な力」といった定義し、具体的に6つの「実践力」を取り上げている（①ソーシャルワーカーとして人と関わる上で必要な知識・技術・態度が、自身の内面に備わっている、②クライアントやその環境を理解するために不可欠な知識を有し、その知識を活用してアセスメントができる、③ソーシャルワークを展開していくために必要なコミュニケーション技法を身につけ、場に応じて適切に活用できる、④他者との友好的な関係と、ともに支援していくメンバーシップを構築できる、⑤生活歴および社会環境両面から、クライアントの抱えている生活課題が生じてくる背景を見通すことができる、⑥上記に基づき、もっとも適切な支援方法を計画し、遂行することができる）。また、『次世代のためのソーシャルワーク教育』を、「実践力を育ませる方法」として7つを取り上げている（①必要な知識を身につける機会を増やす、②技術を身につける機会を増やす、③チームプレーを体験的に学ぶ、④使命感を涵養する、⑤人の尊重を学び、考える機会を持つ、⑥上記が学べるカリキュラムと教育プログラムを作る、⑦上記の指導ができる人材を養成する）。藤田譲氏は、前述7つの方法のなか、「ソーシャルワーク教育についての研究」にあたる⑥と⑦に関心を寄せており、最後に、ソーシャルワークの発展の

ためには、ソーシャルワーク実践とともに、エビデンスの抽出とコンセンサス作りの重要性を指摘しながら、報告を終えた。

岡田まり氏は、「ソーシャルワーカーがなすべきこと」を「法律」「倫理綱領」「ソーシャルワークのグローバル定義」から探っており、最も重要な点は、ソーシャルワーカーが「法律」「倫理綱領」「ソーシャルワークのグローバル定義」での規定や定義、キーワードを、自分の課題として認知しているかどうかであると指摘している。また、ソーシャルワーカーの課題への取り組みができていない理由を4段階で提示している（①課題について知らず、気づいていない、②課題について知っているが、自分の課題と思っていない、③課題について知っているが、重要だと思っていない、④重要だと思うが、自分にはできないと思う）。なお、課題に対する取り組み方として、①アセスメント（理論・モデルの活用）、②長期目標の設定、③計画の樹立、④計画の実行、⑤結果の評価といったプロセスを紹介し、前記プロセスを身につけることが、ソーシャルワーカー養成教育・研修に求められていると指摘した。最後に、「ソーシャルワーク教育の課題」として、①専門職の価値・倫理に基づく実践をめざした教育、②形式知から実践知への転換、③根拠に基づく実践教育、④福祉現場と教育現場の連携・協働、⑤養成教育から現任訓練・研修への継続、⑥生涯学習・自己研鑽、専門職文化の醸成、⑦ソーシャルワークについての社会的認知度、⑧職能団体への参画、職能団体を通してのアクション、⑨職員のFDとサポートを指摘しながら、報告を終えた。

特集2 海外フィールドワーク報告

1 2015年海外フィールドワークを終えて

2015年8月、社会福祉教育・研究支援センターの海外フィールドワークの支援を受け、「韓国における結婚移住女性のニーズの状況と今後のサービスに関する考察」とのテーマで韓国の多文化家族支援センターを見学した。全国の多文化家族支援センターの中で、最も結婚移住女性が多く居住しているソウルと京畿道（キョンギド）の一つである“ソウル市永登浦区多文化家族支援センター”と“京畿道安山市多文化家族支援センター”を訪問した。二つの機関は、拠点機関で各々ソウル市、京畿道の同じ行政区画にある他機関と連携し、スーパービジョンを受けたり、職員教育（補修教育）を行ったり、事例管理などを主催してい

金 松美（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程）



〈京畿道安山市多文化家族支援センター〉



るところである。

2009年と2012年の韓国の女性家族部の研究報告書によると、韓国の生活において結婚移住女性が感じている大変なことは“言語の問題”であり、その次が経済的な問題、子どもの養育及び教育であった。しかし、2012年には、2009年に比べ、特に寂しさを訴える結婚移住女性の増加が見られた。即ち、時間が経つことによって韓国の生活に慣れ、彼女らのニーズが一次的なニーズの言語問題や経済的なニーズから徐々に社会参加や、所属感に関するニーズの方へ移行していくと思われる。

実際、ソウル市永登浦区多文化家族支援と京畿道安山市多文化家族支援センターはこのような状況を反映していた。韓国語の教室はもちろん子ども教育の二重言語サービスなど結婚移住女性のニーズに合わせた多様なサービスが行われていた。



〈京畿道安山市多文化家族支援センターの韓国語教室〉

特に、各機関ごとに中心的に提供するサービスが異なっていた。ソウル市永登浦区多文化家族支援センターでは結婚移住女性の経済的ニーズ、社会参加のニーズがあるため就職に関する教育と斡旋に焦点を合わせていた。その効果は短期間では見えにくいサービスであるが、教育に参加している彼女らは高い満足を示しているようだ。食堂や家事手伝いなどの単純労働力を要する職業に就くことを希望する女性もいるが、多くの女性が通訳翻訳、ツアーコンダクター、外国語教師など、母国語と母国の文化を活かせる職業に就くことを望んでいる。

一方、京畿道安山市多文化家族支援センターにおいても、就職に関する教育や連携のサービスが行われているが、よ



〈京畿道安山市多文化家族支援センターの韓国の料理教室〉

り力を入れているサービスは自助グループ活動の支援であった。それは彼女らが自発的に出身国ごと、共通の趣味ごとにグループを形成して活動が出来るように支援するサービスである。必要とあらば、機関側には場所の提供、講師渉外、活動管理なども求められる。今、運営されているグループは韓国の料理教室、ナンターグループ、ベトナム伝統舞踊グループなどである。これは、2009年と2012年の女性家族部から報告された研究報告書にあった言語的問題、経済的問題、子どもの教育及び養育、寂しさなど、結婚移住女性のニーズに合わせたサービスではないかと想われる。

印象的であったことは、各機関が結婚移住女性のニーズに合わせたサービスのみではなく、地域の認識の改善をめざして働きかけていることであった。ソウル市永登浦区多文化家族支援の姜ヒョンドクソーシャルワーカーは、“結婚移住女性に関する支援においては、子どもたちが、多文化家庭そのものと多文化家庭の子どもに対する偏見をもたないようにする事が一番重要である”と強調していた。そのため定期的に地域の小学校、中学校の特別活動の時間を利用し、多文化家庭を紹介したり、外国人の差別禁止などを教育する授業を行っていた。京畿道安山市多文化家族支援センターの崔ミホソーシャルワーカーも“地域社会の子どもたちが、他国にたいして親切な気持ちを持ち、外国の人々が我々と同じように生活し、生きていく存在であることを直接・間接に感じさせたい”と言い、機関の前にある広場を利用し、色々な国を紹介したり、伝統的食べ物を売るなどの行事を展開していた。特にソウル市の中には永登浦区が、京畿道の中には安山市が、他行政区画に比べて外国人の居住率が高いので、地域社会の和合がより重要な課題として浮かび上がってきている。短期間でその効果は上がりにくいものであるが、その重要性を強調したソーシャルワーカーの想いがよく伝わってくるサービスであった。

また、崔ミホソーシャルワーカーの紹介で、京畿道安山市檀園区元谷洞(キョンギド・アンサンシ・タヌォング・ウォンゴットン)の“多文化通り”を訪問した。“安山市



〈京畿道安山市檀園区元谷洞の多文化博物館〉

の外国人の居住率の高さ”を観光商品化させ、世界各国の料理、伝統商品などが購入できる通りであった。“多文化博物館”という名称の展示館は、地域の認識の改善を目的に、各国の文化、伝統、習慣などを紹介し、直接体験することが出来る場所であった。ここでは、結婚移住女性がガイドになり、多くの観光客を案内している姿も見られた。公務員、高校生、一般市民などの地域内外の人々が訪ねていた。こうした産業を通じて結婚移住女性の雇用も創出でき、地域内の調和も期待できると思われる。

江南大学の金ヘソン先生は、結婚移住女性に対するサービスに関して、“結婚移住女性個人、家族に対するサービスも重要であるが、今後の彼女らの就職、ボランティア活動などを、どのように地域社会で創り出せるか、地域社会の中に彼女らをどのようにして受け入れるのかを考える時期にきている”と仰った。このように、今後、結婚移住女性のニーズを、ニーズそのものに焦点を合わせるだけではなく、結婚移住女性と地域社会をつなぐような支援を模索・実践していくべきであると考えられる。

2 中国武漢市Kリハビリテーションセンターにおけるフィールドワークを通して

屈 小雨（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程2年）

同志社大学社会福祉教育・研究支援センターより助成を頂き、2015年8月4日から8月29日まで一か月の間、中国湖北省武漢市に自閉症児向けリハビリテーションセンターにおいて、筆者は実習という名目で受け入れてくださって、参与観察を二週間しながら、センターのスタッフの紹介を通して、自閉症児を持つ親と接触し、インタビュー調査を行った。調査目的は中国の自閉症を持つ親の障害受容過程を知ることである。

中国における自閉症児に対する医学、教育、福祉などそれぞれの分野における支援システムはまだ確立されていない。特に自閉症児の診断や診断から指導・発達支援へのプロセスの制度が成立していないため、親たちに大きな不安や悩みをもたらした。

自閉症児の教育と発達支援の問題は、親の障害受容過程のあり方と密接な関連性を持っている。親はどのように子どもの障害を理解し、受容していくかという過程を把握することは自閉症児と家族支援の方向性にも繋がる重要な課題である。そこで今回、自閉症児の親の心理的な過程と抱えている困難を認識するため、彼らにインタビューをした。

インタビューは、子どもの各段階における発達状況とその時親のお気持ち、今まで受けた援助、子どもの教育問題、親の障害受容の阻害要因と促進要因、また自閉症児を育てる間よかったと感じたことをメインな項目として質問した。対象は自閉症児を持つ親6名（男性1名、女性5名）であった。

インタビューの結果で、親は一歳6か月から2歳ごろに子どもの発達上の問題に気づき、告知を受けたらショック、疑惑、否認を繰り返した。最初に、自閉症とは何も知らなかった親も多くいた。子どもは自閉症児という事実を認識してから、全員の親は病院あるいは施設に援助を求めた。病院や施設の対応に不安を抱くケースもある。学齢期になったら、比較的に対応ができる自閉症児は教育機関に通わせたが、重度な知的障害を伴う子どもは教育機関に入れる基準に満たされないため、療育機関、または自宅で家族と過

ごした。親は療育に参加し、自閉症に関する知識を身につけ、主体性を発揮していたケースが見られた。

子どもの障害の特性からくる行動、例えば多動、自傷、睡眠障害などの対応に長時間追われ、親は肉体的及び精神的に疲労であった。今回のインタビューには、配偶者から理解された群と理解されなかった群に分かれて、理解されなかった場合、配偶者は子どもの障害を受容できなかったため離婚したケースもある。母親は絶望に落ちた時期に、家族の支え、仕事先の上司、親友と近隣の助け、親同士の支援は重要であると言える。そして、親は自閉症児を育てることを通して、物事を新たな角度で見ることができて、子どもを教える過程は、専門知識と子育て経験などを身につける過程でもあり、苦境を直面する勇気と知恵を蓄えてよかったと言った。

今回のフィールドワークを通して、日々の自閉症児と親たちとのかかわりの中、自閉症という障害の理解されにくさと自閉症児を持つ親の重い負担感を実感した。今回、母国の福祉の実践現場の状況を知る貴重なチャンスとなった。そうした機会を与えてくださった同志社大学社会福祉教育・研究支援センターに感謝します。今回のインタビュー結果を踏まえて自分の研究をすすめていきたいと考える。



3 台湾における社会的企業センターのフィールドワーク

ウ・ペイユ（同志社大学大学院社会福祉専攻博士前期課程2年）

同志社大学社会福祉教育・研究支援センターより助成を頂き、2015年7月30日から8月10日までの間、台湾・台北における社会的企業センターにおいてフィールドワークを行った。

筆者は台湾における社会的企業の発展や政府が彼らに対する支援に関心がある。そこでまず、今回、台北において今年の5月より運営し始めた社会的企業センター（Taipei Social Enterprise Square）における社会的企業にインタビューを行い、社会的企業の実態を捉えることを目的とした。

社会的企業センターは実際に台北市政府労働局に属し、このセンターを建てて起用する目的としては二つはある。一つ目は社会的企業に対する社会の認知度を向上すること。このセンターには現在、台湾でよく知られる社会的企業が集まり、中心地として台湾の社会的企業を台湾や世界の人々に発信していく。社会的企業に興味がある方は支払いで見学や社会的企業に関する講座を受けることができ、多様な活動が行われている。また、この建物の中に、農業や障害者に焦点に当たる違う領域に取り込んでいる社会的企業の集合を通じ、お互い連携する可能性を探る。二つ目は政府が社会的企業を支援し始める重要な示範である。政府が社会的企業により合理的な価額でオフィスを提供し、より有利な環境を作り上げていく。また非営利団体、営利企業や銀行いずれもこのセンターを通じ、もっと社会的企業の運営について理解することができる。資金の調達や営利企業との連携の機会も上がると思われる。

社会的企業センターは8階建て、計6社が駐在している。そして、中の3社の視覚障害者に中心にした「黒暗対話企業」、身体障害者に焦点をあたる「若水国際」と「勝利身心障害者潜在能力発展中心」を拝見した。彼らが障害者に

就労機会や職場教育などを提供していながら、世間に障害者に対する偏見を見せて変わっていきたいという出発点で会社を作り上げた。また台北市政府労働局の一つの部門も駐在していると分かるようになった。もし、契約や利用状況に関する問題があれば、すぐ反応や検討することができるそうである。

この社会的企業センターから見ると、社会的企業と政府の連携にとっては、斬新なやり方とは言えるではないでしょうか。この度、見学の方々や利用者さんはあまり見かけていないことを感じ、また社数は少ないと考えているのだが、台湾にとってはなかなかの第一歩を踏み出すことではないでしょうか。

今回のフィールドワークは、母国の台湾における社会的企業にかかる状況を知るよい機会となった。この機会を与えて下さった同志社大学社会福祉教育・研究支援センターに感謝の気持ちでいっぱいである。これから、今回の結果を踏まえ、今後の研究に進んでいきたいと思う。



4 中国河北省B市におけるフィールドワークを通して

菅 士超（同志社大学社会学研究科社会福祉学専攻博士前期課程2年）

同志社大学社会福祉教育・研究支援センターより助成を頂き、2015年8月19日から9月28日までの間、中国河北省B市の2つの区においてフィールドワークを行った。

現在、中国では、「失地農民問題」が大きな社会問題としてクローズアップされつつある。近年、いくつかの経済発展地域と大都市・中都市では、失地農民の生活保障の問題を解決するために、各地でいくつかの有益な試みが行わ

れているが、失地農民に対する社会保障は主に年金保障と医療保障を中心に制定され、就業保障に関する政策と研究はまだ少ないということが分かった。市場経済を実施している中国において、失地農民の文化水準と技能の低さから、就業面でははつきりと劣勢に立たされている。このことから、就業問題は失地農民の直面する最大の問題で、早めに失地農民に対する就業対策を制定することが必要である。

よって、筆者は失地農民に対する聞き取り調査を行い、失地農民の失地後の就業状況と問題点などについて明らかにした。もし、今回の調査は、これからの失地農民に対する就業政策の制定に役に立てれば幸いと思う。

調査により、失地農民就業の主要類型は3つがあるということが分かった。

① 政府の安置就業：失地農民にとって、現地政府の安置就業は彼らが最も受けたいのである。しかし、現在の情勢から見れば、政府の安置就業が弱めていく。安置された人数がとても有限で、しかも一定な社会関係が必要で、普通な人は得にくいのである。具体的な職業は主に清掃スタッフ、警備員などである。

もし政府が適切な仕事を提供しなくて、失地農民は生存し続けていくために、自分で職を探さなければならない。現在、多くの失地農民は自分に寄りかかって、就業の問題を解決している。就業の方式は主に自己雇用型と被雇用型の二種を含む。

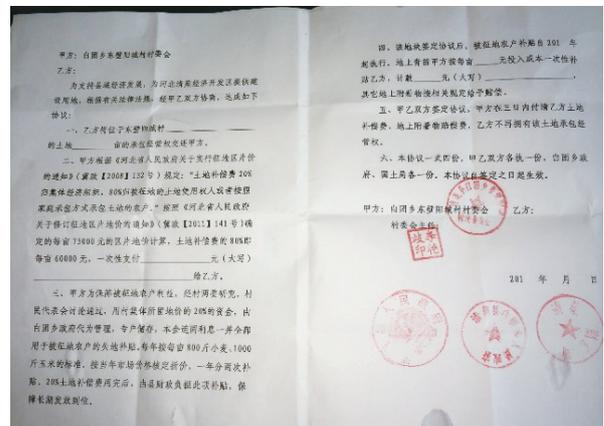
② 自己雇用：自己雇用型就業とは自ら努力して就業の目的を実現することで、例えば、個人運送と個人経営などの就業である。中下層の失地農民は普通に小規模な商売をやる。コストが低く、利潤がとても薄くて、ほぼどうにか暮らしを立てることができる。また、商売が始まったところ、経験が足りないでよく元手を割りこむことになった。

③ 被雇用：失地農民にとって、被雇用型就業はでもっぱら他人や組織に雇われることを指す。雇われた人は普通に被雇用者と称して、都市の異なる部門と職種と関連している。たとえば、工場の産業労働者、商業貿易、飲食などの業界に入るスタッフである。失地農民に対する

雇用は一般的に臨時性で、多くの雇われた部門は私営民営企業と個人経営の企業なので、待遇が低く、労働条件がよくなく、その上、社会保険もない。

そして、失地農民が職業を探すルートについて、個人の社会的ネットワークを通して就業することは失地農民が求職する道の中で最も使われるのである。多くの失地農民は主に個人の社会（親戚・友達）のネットワークに頼って就業問題を解決したのである。つまり、失地農民たちが就業する過程で、親戚や地域社会などの支援は欠かせない存在ということを認識した。

今回のフィールドワークは、母国の失地農民の就業状況を知るよい機会となった。この機会を与えて下さった同志社大学社会福祉教育・研究支援センターに心から感謝している。これから、今回の結果を踏まえ、今後の研究に進んでいきたいと思う。



「河北省人民政府の土地収用補償金に関する通知」により、保定市のQ区政府と失地農民両方が結んだ契約書。

特集3 日本社会福祉学会賞奨励賞を受賞して

1 日本社会福祉学会賞奨励賞を受賞して

郭 芳（同志社大学社会学部留学生特任助手）

この度、日本社会福祉学会第63回学会奨励賞を受賞でき、誠に光栄に存じます。まず、学会ならび選考委員の先生方に厚くお礼申し上げます。そして、日本に来てから私を一心から鍛え上げ、ここまで導いてくださった修士課程指導教員の丹波史紀先生と博士課程指導教員の埋橋孝文先生にも心から感謝いたします。

私は日本の高齢者福祉政策の経験を中国に移転できるのではないかという大きな問題関心をもち、これまで日本の高齢者福祉サービスを参考に中国農村地域における高齢者福祉サービスのあり方を探ることを目的に研究をおこなっ





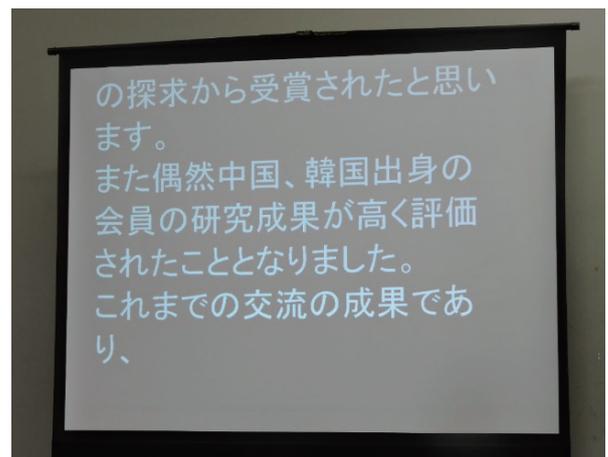
てきました。これまでに私は、農村地域を対象に、中国高齢者のためのサービス供給の可能性について探ることを目的とし、中国における従来の福祉施設サービスと「社区」福祉サービスに依拠したサービスモデルが可能かを検証した上で、日本における地域密着型小規模多機能ケアに着目し、新たなサービスモデルを構築しその実現可能性も論じました。小規模多機能ケアに注目した理由は小規模多機能ケアが住み慣れた地域での生活を継続することができるサービスであるためです。現地調査から中国の農村高齢者は施設入所に抵抗が強かったことがわかりました。また、日本にきてから、日本より中国の農村地域では隣人との相互扶助がまだ多く残っているのではないかと感じましたので、中国農村の高齢化問題を解決するには、全国的に統一な介護保険制度の制定を待つではなくて、農村地域の中で「内発的発展」の視点からサービスを考えたほうがよいではないかと思って本書を書きました。

今回拙著が評価されたのは、中国農村部の高齢者問題と施策を対象とする研究であることと農村部における新しい高齢者サービスの「内発的発展」が促される可能性がうまれることの2点です。しかし、同時に、「村宅老所」モデルを設定するにあたっては、中国社会と日本社会の類似性がしばしば指摘されているが、文化システムはもとより社会システムや政治システムの違いがスルーされていてというご指摘もありました。今後、日本の高齢者福祉サービスのノウハウを中国にもっていく際に、中国の社会システムと政治システムにおける日本の高齢者福祉サービスの位置づけをまず捉えないといけないです。また、「村宅老所」モデルの具体化を促進するプロセスも今後の研究を通じて、この問題にも取り組んで生きたいと考えております。そして、現在、中国政府の介護分野への民間資本や外国資本の参入促進のため、日本の介護事業者は中国の介護市場に進出しました。構築した「村宅老所」モデルの実現には市場原理の導入、民間の力の活用を構想したので、

日本の介護事業者の中国での実践を参考にすることで、その経験から、中国における民間介護事業の発展の可能性を見出していくことができるのではないかと考え、これからは「中国の介護市場に進出した日本式介護サービスへの国際的評価」という研究課題に取り組んでいます。

今回受賞した本は私が提出した博士学位請求論文の公刊書になります。このたびの論文を書き上げるにあたっては、多くの方々のご学恩にあずかりました。指導教員以外に沈潔先生（日本女子大学）、上野谷加代子先生（同志社大学）、大橋謙策先生（日本社会事業大学）の何人かの先生からは、公刊後に丁寧なコメントを賜りました。本の随所に、おひとりおひとりのお言葉が思い返されます。ここにあらためて深く感謝もうしあげますとともに、このような学術文化の恩恵に浴した1人として、その継承に努める責任を感じております。今回の学会賞を原動力にして研究に頑張りたいと思っておりますので、これからも、変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

最後にあらためて、この一生に一度の素晴らしい機会に感謝の気持ちを表します。



2 日本社会福祉学会賞奨励賞を受賞して

任 貞美（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程、日本学術振興会特別研究員DC2）



この度、日本社会福祉学会の学会賞奨励賞という名誉ある賞をいただき大変光栄に思っております。選考委員の先生方には、丁寧に読んでいただき、講評を通して貴重なご意見やご指摘をいただけたこと、深く感謝申し上げます。

私が日本への留学を決めたのは、韓国でソーシャルワーカーとして高齢者と接しながら働いた時が楽しかったため、実践に繋げる理論を学びたいという思いがきっかけになったといえます。老人演劇ボランティア団を作って全国の老人会館等でボランティア活動を行ったり、そのような活動を通して老人自らが作り上げていく新老年文化を支えてい

く役割を担っていることに大変興味深く、また、生きがいを感じました。高齢者も他の人と変わらないニーズや学習能力及び潜在能力を有している、ということに気づき、より専門性のある実践をしていくために、さらなる勉学が必要と思いました。

今回受賞した論文もそのような私の心の繋がりの上で完成されたものといえます。ソーシャルワーカーとして働いてきた私が、介護現場で何事もせず365日フロアに座っている高齢者の姿を見たとき、「この姿は本当の意味での生活といえるだろうか、地域の資源・ボランティア団体を活用して高齢者たちを外に連れ出してあげられないのか？障害者は施設に入所していても活動補助員を通して自分がやりたいこと、いきいたいことに付き添ってもらっているのに、なぜ高齢者はそのような生活ができないのか」ということに、疑問を感じました。

その結果、もしかしたら、高齢者虐待防止法において高

齢者虐待と定義づけられているもの以外にも虐待あるいは「準虐待」と捉え、改善しなければならない生活環境や介護行為があるのではないかとという視点にたどり着くことになりました。

今回の受賞は、今後ますます研究に励むようにという激励のメッセージをいただいたと思っております。これからも尊厳のある高齢者の生活を支えるために高齢者や実践家の意見を大事にしながら研究を積み重ねていけるよう、努力を続けたいと思います。

最後に、何事でもやってみることが大事であると常に励ましてくださる指導教員の埋橋孝文教授に心より深く、御礼申し上げます。また、様々な視点からよりよい研究ができるようにご指導を下さった中島健一先生、山田裕子先生及び同志社大学の先生方に深く感謝申し上げます。

調査にご協力頂きました全国の介護職員の皆さまにもこの場をお借りして改めて深く感謝申し上げます。

特集4 博士論文を書き上げて

1 博士論文を書き上げて

加納 光子（同志社大学社会福祉教育・研究支援センター嘱託研究員）



2006年、同志社大学社会学部の大学院後期課程に入学した筆者は、他大学の専任の大学教員でもあった。休学や退学を経て、結局、後期課程の5年間をかけて「博士（社会福祉学）」の学位を取得した。

博士論文のテーマは「改正精神衛生法時代の地域精神保健医療ソーシャルワーカー保健所における開拓型支援モデルの形成過程と推進要因」であった。1965年の改正精神衛生法の時代に保健所のPSWが行っていた実践（結果として明らかになったことであるが、彼らの行っていたことは先駆的、開拓的なコミュニティソーシャルワークであった）の形成過程と推進要因を解き明かそうとしたものであった。そして、当時の保健所の精神衛生相談員のうち、福祉

職にアイデンティティをもつ相談員、すなわち保健所のPSWの活動に焦点をあてたものであった。改正精神衛生法の時代もその後も全国で最多数の保健所のPSWを有していた大阪府での実践を事例として中心においた。対比するものとして神奈川県での実践を引用した。

研究手法は、仮説生成型の質的研究のライフ・ヒストリー法を用いた。それまでの筆者の研究手法は、ほとんどが仮説検証型であり調査は量的調査が中心であったので、筆者にとって不慣れな研究手法を採用することには、かなりのためらいがあった。しかし、筆者が目的とした保健所のPSWの形成過程と推進要因を明らかにするには、仮説生成型のライフ・ヒストリー法が最適であると考えられた。また、改正精神衛生法の時代は、半世紀近い過去のことであるので、歴史研究の方法論も理解する必要があった。質的研究においても、歴史研究においても、方法論についての文献探索から始まり、質的研究や歴史研究の研究会にも出席して、データの分析と考察に必要な手法の理解と習得に努めた。

通常、筆者の年代の者が、博士の学位を取得する場合は、それまでの研究業績の集大成という形で取得することが多いと聞く。しかし、筆者の場合はそれまでの研究との関係は深かったが、研究手法も含めて新しい挑戦となった。

このことに加えて、当然ながら、当時勤めていた大学の



仕事を優先させていたので、博士論文の執筆を決めてから随分長い年月が経ってしまった。この間、指導教授の木原活信先生には、随分ご心配をかけたと思う。機嫌よく大学院には来るのだが、いっこうに論文執筆が進捗しない筆者を、よくも見捨てずに見守りご指導くださったと思う。

博士論文を書き終えて思うことは、まず、もっと勇猛果敢に攻めるべきだったということである。筆者の引っ込み思案な癖がなければ、諸々の障碍があったとしても、もっと早く博士論文は完成していたであろう。次は、今更ながら…であるが、一つの研究が完成するまでどれほど多くの方々の協力をいただいているかということに改めて知ったことである。そして3番目は、大部な論文を執筆して見えてくる研究の諸側面があり、それは今後の研究に大いに役立つであろうから、最近、若い方が早い時期に博士の学位を取得するが、それは良いことだと思ったことである。

書き終えし博士論文重かりき わが半世紀の思ひ包みて

最後に、指導教授の木原活信教授、副査の岡本民夫名誉教授、同、埋橋孝文教授を始め、井岡勉名誉教授、その他

の同志社大学の専任や非常勤の先生方には大変お世話になった。一緒に学んだ大学院の若者たちからもエンパワーされた。厚くお礼を申し上げる。また、当時や現在の実践現場の方々には、貴重な時間を割いて、筆者の調査に誠実に応えていただいた。諸先生のご指導に加えて、実践現場の方々のご協力なくして、この論文の完成はなかった。衷心から感謝を申し上げる。



2 博士論文を書き上げて



2015年9月26日の学位授与式において、博士の学位を戴くことができました。ご指導を頂きました主査の木原活信先生、副査の山田裕子先生、岡本民夫先生には感謝を申し上げます。

私が同志社大学大学院の博士後期課程に入学してから学位取得までに11年、博士論文のテーマが決まり、本格的に研究に取り掛かって8年という長い時間が掛かりました。その間には、いろいろと困難なことがありました。よく困難なプロセスを経た後に「決して順風満帆とは言えなかった」と表現することがあります。しかし、私の場合、「順風満帆なことは全くなかった」と言え、一時期は研究を断念して、テーマ自体を誰かに引き継いでもらおうと思った

種橋 征子（相山女学園大学人間関係学部助教）

こともありました。この困難な期間を乗り切ることができたのは、先生方を始め、木原ゼミの先輩、後輩たちの助言や励まし、元職場の上司や同僚、友人など、私に関わってくくださった皆さんからの信頼や支えが大きく、本当に感謝しております。

そして、もう一つ研究の原動力になったことは、平成12年に介護保険制度が施行されて以降、顧客確保のための事業所間競争が激しくなる中で、表面的な顧客満足の追求や仕事の効率化のために変容していく援助関係に対する危機感と、それを防ぐための「ケア」の概念の理解の必要性を、論文を通してどうしても伝えなかったということでした。

博士論文では「ケア」の概念を明らかにするために、介護老人福祉施設の介護職員と利用者に互いの関わりにおける認識についてインタビュー調査を行いました。その調査では、認知症等での確に思いが伝えられず介護を拒否する利用者に葛藤を感じながらも試行錯誤で関わり続ける中で、利用者を知り、利用者を受け入れられる経験を経て成長していく介護職員の姿や、一般的に援助される人としてのみ見なされがちな利用者が、介護職員の仕事の辛さや未熟さを知り、受け容れ、介護職員を助けたり、介護職員の成長を信じて許容したりする姿が明らかになりました。その結果を踏まえ、自分自身の介護現場での経験を振り返ると、利用者生活相談員として認めてもらうことによって責任

を自覚したことや、障害を受け容れられず混乱した利用者に安心してもらえるよう働きかけ続けることで落ち着きを取り戻してもらったことなどが思い出され、改めて自分も利用者との「ケア」の関係性の中にあって成長してきたことを実感しました。そして、研究を通して、さらに成長させてくれた利用者やケアする人とされる援助者の人としての対等性や、互いに支え合い成長する介護の仕事の素晴らしさを感じることができ、自分自身、「ケア」という概念に出会い、追求することができて本当に良かったと思っています。

現在、介護現場では介護職員がなかなか定着しないといった人材確保の問題や施設内での介護職員による虐待の問題が顕在化しています。それらの問題の要因は単純なものではなく、複数の要因が複雑にかみ合い、短期間で簡単に解決できるというものではありません。現場の方々も日々、葛藤を抱えていることと思います。今後は、引き続き、「ケア」の概念や関係性についての教育、研修方法に関する研

究とともに、介護現場に存在する問題の解決や、介護職員の働きやすさ、援助の質の向上に資する研究を続けていきたいと考えています。今後とも皆様のご指導とご鞭撻を頂きますようよろしくお願い申し上げます。



書評 1

埋橋孝文・矢野裕俊編著

『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅠ —理論的アプローチと各国の取組み』

(ミネルヴァ書房、2015年)



角 能 (東京大学大学院人文社会系研究科・社会学講座・特任研究員)

■ 要約

第一部では、子どもの貧困／不利／困難に負けない力という点でのレジリエンス概念の理論的検討が行われている。核となるのが子どもの自己肯定感であること、マクロな社会構造とミクロな福祉、教育実践の架橋、自己責任ではなく個人を取り巻く社会関係まで含めた実践であること、保護者の貧困と子どもの貧困を概念的に弁別した上で子どもの貧困の独自性や受け身の存在ではない子どもによる対処を明らかにする必要性が述べられている。つまりマクロな相対的貧困率や世帯の経済状況、現金給付に子どもの貧困をすべて帰する研究(17項)とは異なる。一方で、機会や資源からの子どもの剥奪という視点に立ち、剥奪された物質的資源、知識や生活要素などの文化的な資源を子どもに取り戻し、(51項) 貧困の連鎖を断ち切るという規範的問いを形成している(15項)。

そして国内の事例について、保護者や教師との関係によってレジリエンスの中核となる子どもの自己肯定感に対する貧困による負の影響がいかに緩和されるか(第4章)、児童養護施設における子どもの自己肯定感を左右する保護者

との関係についての子どもによる整理に対する施設の働きかけ(第5章)、自治体における貧困世帯の子どもに対する教育実践やそこでのレジリエンス形成(第6章)、父母それぞれの就労状況による親子の接点の低所得世帯における少なさ(第7章)の実証が行われている。

第二部では海外の子どもの貧困対策プログラムが分析されている。まずアメリカにおける家庭環境への対応も含みある程度の結果の保障を目指し子どもの貧困予防を志向するヘッドスタート計画と学力重視に特化した機会の平等に留まる近年のNCLB(第8章)、イギリスにおける就学前の貧困家庭の子ども対象のシュアスタート計画やすべての子どもが利用可能なチルドレンズセンターにおける親としての意欲や就労スキルの形成、保健医療サービスまで含めた総合的な乳幼児サービスとその後の削減が明らかにされている。(第9章) 普遍主義的な教育体制が整備されているフィンランドについては大人が設定し計測する子どもの貧困ではなく、家庭や自由時間、友人関係など子ども自身が考えるウェルビーイングの実践が明らかにされ(第10章)、韓国については保健福祉教育を町村単位の拠点に集積させ利



用者志向の民間主導で始まった We スタートという人的資本開発を志向したプログラムが Dream スタートという政府計画につながったことが明らかにされている(第11章)。

■ 本書の意義

まず個人としての子どもの分析は家族研究に大きな意義を持つ。家族社会学研究では個々の家族成員が家族以外の者との間に形成している関係まで視野に入れた家族の個人的側面が実証されてきた。さらに家族の集団的側面と個人的側面のせめぎあいの実証のために「利害が異なりうる主体(家族成員)の諸戦略が交差する場としての家族」(田淵 2012)という視点が提起されている。しかしながら大人の家族成員の個人化の分析が中心で、子どもの個人化についての分析は少なかった。Giddens の「親密性の変容」においても、親密性に基づく関係の解体と再構成が行われているのは夫婦関係であり、親子関係においては近代家族的な継続性が指摘されている(木戸 2010)。しかしながら本書が指摘するように、対人関係、教育を通じた陶冶の可能性の点で子どもは大人とは異なる。家庭環境に加え、子ども独自の視点を包括的に実証した本書は個人としての子どもを明らかにした点で家族研究に対して大きな貢献をしている。

次に、保護者の社会階層を前提とした上でミクロな実践による子どもがそれに対処する力の形成という視点は、階層研究にも新たな視点をもたらしている。これまで階層研究においては一方で場の力学(Bourdieu)という現場の構造や当事者による意味づけ(Willis)を通じた身体技法の形成の可能性が提起され、理論的には階層の再生産の必然性の強調から距離を置く視点が提起されている。しかし実証段階になると教育も含めた現場の構造や当事者による意味づけを通じた階層の再生産を強調する傾向が見られた。階層再生産の強調は、本書のような保護者からの働きかけとは異なる子ども独自の対人関係や教育を通じた可塑性、さらにはミクロな福祉、教育実践における家庭環境に対する整理という側面があまり理論化されなかったことにも起因しているように思われる。本書は実践の中での家庭環境に対する意味づけ、限界の乗り越えの過程までデータとしており、実証的にも階層再生産の強調を相対化する方法が採用されている。

■ 今後の課題

貧困の持続や世代間連鎖の抑止という点で貴重な視座を提供しているのが、所得保障、普遍的な就学前からの教育や就労支援、就労後の雇用環境の保障が貧困の継続の抑止につながることを指摘した比較福祉国家研究である(Esping-Andersen, 2002 など)。しかし比較福祉国家論と異なる貴重な本書の利点を生かすためにこそ、下記の課

題を提起したい。

まず「貧困／不利に負けないレジエンスを形成する実践」と「貧困／不利そのものを緩和する実践」の区別が必要である。両者の区別を行わないとどのような現象を以てレジエンスの作用と考えるのかの実証が困難になる。たとえば家族への働きかけは家庭の文化資本を変容させ文化的貧困を緩和する実践とも解釈できる。比較福祉国家研究において蓄積されてきた「解放としての福祉国家の側面(貧困やジェンダー不平等のマクロな緩和という意味)」(深澤 2003)とは別の意味での解放という貴重な視座を本書は提起しているだけに、実証研究における両者の区別の明確化を期待したい。

次にレジエンスの形成という目的に対するミクロな実践の効果と限界の実証には、ミクロな実践はどの範囲までの関係を指すのかを整理しておく必要がある。剥奪された資源を子どもに取り戻すために協働する相手やコミュニティはどこまでを指すのか。逆にどこから子どもから機会や資源の剥奪しうるコミュニティや他者なのかを指定しておくことも必要であろう。家族はミクロな実践の担い手として子どもから剥奪された機会や資源を取り戻す担い手なのか、それとも剥奪を行っている社会背景なのか。この点を整理して実証研究を行わなければ、子どもの貧困／不利に負けない力の育成につながっている実践までも、階層の再生産にしかかかっていないと誤った判断を導きかねない。

最後に、一般世帯と貧困世帯にターゲットを絞ったレジエンス形成との比較を行う研究成果も楽しみである。評者が調査した一般世帯を対象にした認可保育所においても「重要な他者」の役割を保育士が担っていた。同時に保護者にしか子どもに対する情緒的ケアの遂行は困難であるとも保育所は考えており、保育所での「重要な他者」としての保育士との愛着関係の形成を通じて子どもが他者への信頼を獲得し、仕事で忙しい保護者が短時間で「重要な他者」となって家庭で子育てをできるようにすることが目指されている。これは同じ「重要な他者」としての大人であっても、本書の児童養護施設のケースとは大きく性質が異なる。

■ 引用文献

- Esping-Andersen, 2002, *Why We Need a Welfare State*, Oxford University Press.
- 深澤和子, 2003, 『福祉国家とジェンダー・ポリティクス』東信堂.
- 木戸功, 2010, 『概念としての家族 家族社会学のニッチと構築主義』新泉社.
- 田淵六郎, 2012, 「少子高齢化の中の家族と世代間関係—家族戦略論の視点から」『家族社会学研究』24(1), 37項—49項.

埋橋孝文・大塩まゆみ・居神浩編著
『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅡ』
—社会的支援をめぐる政策的アプローチ—
(ミネルヴァ書房、2015年)



倉持 史朗 (天理大学人間学部准教授)

■ はじめに

本書『子どもの貧困／不利／困難を考えるⅡ』は、同名タイトル『Ⅰ』と同様に、2011年から3年間を費やした教育・社会保障・社会福祉の領域からなる研究チームの研究成果であり、15名の執筆者によって編まれた研究書である。本書の性格を簡単に述べれば、①『Ⅰ』が理論的アプローチを採る「総論」的位置づけであるのに対して、本書は政策的アプローチからなる「各論」的位置づけである。さらに、②『Ⅰ』との共通テーマである「自己肯定感」について、本書は当事者の主観的捉え方を探求し、かつその客観的要因をつきつめることを目的としていること、③数々の先行研究によって子どもの貧困の前提として指摘される「親の貧困」に対する分析も行っている（ただし、本研究は親の貧困と子どもの貧困が相対的独自性をもっているという可能性を示唆している）。最後に、④子ども・若者、親たちに対する社会的支援を「具体的」に議論する目的を掲げている点にある。これらのことから、本書は『Ⅰ』とは相補的な関係にあり、両書によってはじめて本研究の成果と意義が理解できる内容となっているといえよう。

■ 本書の構成と内容

本書は、①「児童養護施設の子どもの」、②「母子家庭の母親と子ども」、③「不利と困難を抱えた若者」の3部構成である。

その内容を概観しておこう。まず、第1部「児童養護施設の子どもの」では、まず第1章で現在の施設が退所児らに対するアフターケアを負うことが困難であることを提示し、アフターケアを「体系化・社会化」していくことの必要性を述べている。続く第2章は子どもの養育（支援）の「順調・非順調」の変化について経験豊かな職員にインタビュー調査を行い、子どもの「順調生活の本質の要素」を抽出する試みであり、第3章は、退所者を調査して本人の自己肯定感向上の契機とその要因を分析している、このように、施設入所時から退所後の自立生活までの長期的な変化に焦点を当てたユニークな研究となっている。

続く第2部「母子家庭の母親と子ども」は4つの論文から構成されている。まず、第4章では、従来の母子家庭の母に対する社会的支援とその効果に対して批判的検討を行

い、正規雇用化に焦点をあてた支援の一つとして、事例を挙げながら「母」の就労へ理解ある企業の条件とその普及のための課題を挙げている。現行の支援の問題点については第5章でも言及されており、経済的支援の適正化（厳格化）と就労支援の強化といった母子家庭支援策の方針転換の問題性を明らかにし、児童扶養手当等の具体的な改善策が提示されている。次の第6章では視点が大きく変わり、調査を通じて母親たちが描く子育てのあり方と希望する子どもの将来像について検討されているが、これらを実現するためにも「正規雇用化」がその条件の一つであることが確認されている。さらに第7章では、母子生活支援施設の利用「母」の自己肯定感の変容について調査を行い、それらを向上させるための母子生活支援施設の機能と役割、課題等を明らかにした。

第3部「不利と困難を抱えた若者」に移る。前2部との関連で本書で「若者」に焦点を当てる意図は何か。それは、現在の若者が直面する就労や自立の問題は、施設や母子家庭の子ども達が否応なく直面するという事実立脚している。つまり、これらの議論をふまえてこそ前2部で取り上げられた子どもたちへの長期的視点に立った社会的支援の必要性を主張することが可能となるのであり、この第3部における議論の意義は大きい。まず、第8章では、大学授業料・学生生活費用負担を題材として、教育費負担が親から子ども本人へとシフトしていく現状を明らかにしている。また、このような子どもの本人の自助努力が、大学における教育効果や成長の大きさなどへも（負の）影響を与えることが指摘されている。続く第9章からの3つの論文は、若者の就労をめぐる諸問題について明らかにし、具体的な支援として海外の先行事例をふまえながら地域若者サポートステーションを舞台としたユースワークの現状と課題について検討している。

■ 本書の意義と課題

本書の終章では、編者によって本研究における課題もすでに提示されているのが、ここからは評者なりに本書の意義と課題について若干述べておきたい。

まず、本書の意義としては、冒頭の「はじめに」で述べたことと関連して、①本書は「貧困／不利／困難」という



社会関係上の問題をとり扱いながら、当事者の「自己肯定感」という「内的」な部分にその解決の糸口を見つけようとする大変難しい課題に取り組んだ特異な業績である。そして、②「自己肯定感」・「レジリエンス」を扱うというテーマの設定上、養護施設の子どもや母子家庭の母・子など困難を抱えた人々との非常に接近したやり取り（調査）が必要となる。本書は、彼らの「語り」から導き出した「リアリティ」から政策課題などを明確にしていく地道な研究活動であり、それ自体が貴重な業績である。さらに、③政策的アプローチ（政策的な議論）を展開することが不得手な社会福祉（研究）領域にあって、実践と政策をつなぐ意図をもった本書は、所収の各論文を足場としながら当該分野の研究の展開に指針を示した先駆的業績であるとも言える。

次に、本書の課題についてふれておきたい。まず①、「自己肯定感」等の調査において、その構成概念や分析について不明瞭な点が多いことが挙げられる。『I』の阿部論文（4章）では「自己肯定感」の定義などが検討されているが、それが『II』で共有されているのか、また当人の肯定感の向上、下降を直線的に把握しようとするのがそもそも適切なのか、という疑問を評者はめぐることができなかった。さらに根本的な問題として、②われわれ社会福祉の専門領域からして、当事者の「心」や「感情」といった内的な部

分にどこまで関わるができるのか、そのような専門性を本当にわれわれは持ち合わせているのか、といった疑問に評者はぶつかった。子どもたちの自己肯定感や、自立を前にして立ちすくむ若者の「心」といった問題を取り上げた本研究において、この点は重要な問題であり今後慎重な議論が望まれる。

他方、③「政策的アプローチ」という立場を採ったことは本書の大きな意義の一つであるが、その意味するところが執筆者によって大きく異なるようだ。「政策的アプローチ」という以上は、当事者への調査の中で明確にされた諸課題を本書は政策的課題として押し上げていく議論を展開しなければならないはずであるが、その部分については十分尽くされていないように思われる。特にこの手続きや方法論について多くの読者は学びを得たいはずで、それを目的に本書を手にした人々も多いのではなかろうか。

以上、全体的な課題については評者なりの卑見を述べさせていただいた。評者の力量の都合で各論文の内容に踏み込むことができないことはお許しいただきたい。くり返すまでもなく本書は非常に先駆的・挑戦的な研究であり、本研究を基点にしてより多くの研究者・実践者が子どもたちの「貧困／不利／困難」への社会的支援をめぐる議論に参加していただければと願ってやまない。

書評 3

木原活信・引土絵未編著 『自殺をケアすること —「弱さ」へのまなざしからみえるもの』 (ミネルヴァ書房、2015年)



王 佳琳（同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程1年）

■ はじめに

初めて本書のタイトルを目にした時に、インパクトを感じられたのは「自殺」という言葉というより、「弱さ」であった。本書の中で、ただ単に「自殺」ということに絞って論じているのではなく、社会のどこにもいそうな、苦悩や葛藤を抱えて助けを求めようとしてもそのはじめての一步を踏み出せない、という「弱さ」を持つ人間への温かいまなざしを追求しているというふうに感じられた。また、「自殺」という喪失体験自体には「生」と「死」、「弱さ」と「強さ」というような弁証法的な二つの面を含めていて、本書では、自死遺族当事者、援助者、社会、宗教などの様々な視点から、人間の「弱さ」を直視し、「あるがまま」を受け入れる「強さ」へと変換させるために、個人的、社会的な欠かせない努力は何なのかについて示唆を与えた。さらに、自

殺問題の対策という枠を超えて、「人間性の理解」や「生の意味」の探究、「こころのケア」などの面においても大変意義深い内容となっているといえよう。

■ 本書の構成と概要

本書は、様々な視点から人間の「弱さ」を見直し、新たな解釈や意味付けをしようとする。全体的にみると、①「自死遺族当事者と『弱さ』へのまなざし」、②「自死遺族が抱える『弱さ』へのまなざし」、③「自殺に向き合う援助者と『弱さ』へのまなざし」、④「社会における『弱さ』へのまなざし」、⑤「スピリチュアリティと『弱さ』へのまなざし」の5部構成である。その内容を簡単に紹介しておきたい。

第I部の内容を要約すると、2人の自死遺族当事者の物

語（第1、2章）を通して、自殺で一番親愛なる人を喪い、家族として事前事後の心境の変化を述べた。自死遺族の抱えている苦悩や葛藤、自殺という問題から生まれる社会的孤立、自責の念、「私にとって『強さ』とは、自分の人生の困難を、誰にも知られないように、我慢することだった」という一文のように助けを求めようが自分（家族）の「弱さ」を受け入れ他者に見せるのが怖かった心情など。その絶望の中にちらつく希望の光とは、「他者に自分の『弱さ』を出す」ことであった。ありのままの自分を受け入れ、自分の「弱さ」から逃げずに対峙する勇気こそ真の「強さ」なのではないかと主張している。

第Ⅱ部では、自死遺族の物語を第三者の視点から整理し、客観的な立場から分析している。第3章では遺児支援に長年携わる専門家は心理療法の視点から、3つの事例を紹介しながら、人の有形無形の「傷」や「喪失」を「弱さー強さ」という次元で判断するのではなく、「個別性」としてとらえているという。さらに援助者も常に自分の「弱さ」を自覚しながら、「同じように傷つき得る存在として」共感を求め、ともに歩むことが大事であると指摘している。続く第4章では、自死遺族である著者が自死遺族にふりかかる困難さが率直に書かれている。自死遺族が置かれた状況や背景が多様であり、それぞれの事情に対応するのは実に難しいことである。しかし、その困難を克服し、自殺で亡くなられた人々のことを差別することなく全面的に包み込む環境づくりの必要性をも述べた。

第Ⅲ部は二つの部分に分けられる。第5、6章を第一部分として、共通するのは自殺に向き合う援助者にもケアが必要であるという問題意識である。援助者は厳しい現場で様々な患者や家族に直面し、自分も複雑な感情を抱いて困惑や葛藤を抱えながらもその感情（「弱さ」）を表に出せず、援助者らしくあろうというプレッシャーが大きい。「他者を理解するためには、まず自分自身を理解しなければならない」という著者の主張のとおり、患者にしる援助者にしる一人の人間として、自分の「弱さ」を認め、真情を受け入れる必要があり、また援助者同士間の学び合う、語り合う機会を作ることの重要性も強調された。第二部分の第7章では、自殺予防における具体的な手法と態度に関する調査から、自殺に向き合う援助の有り様を提示した。

第Ⅳ部では自殺リスクの高いにも関わらず実態や問題がみえにくい二つの対象者に着目している。第8章では若者、特に大学生の自殺問題の現状およびその集団の特殊性、大学生の「弱さ」と「強さ」について論じた。最後に、大学生に向けた自殺予防の問題点において解決策を提言した。もう一つの対象者は第9章で言及されているアルコール依存症の人である。「アルコールとうつ・自殺 死のトライアングル」という視座から、苦悩や「弱さ」を「語る」重要性を示し、アルコール問題とその自殺への影響についての認識を見直し、社会的な共通知を構築していくことが求められている。

最後の第Ⅴ部に移る。第10章では著者自らの喪失体験を通して、スピリチュアルペインという「弱さ」を他人と分

ち合い、その人の苦しみに寄り添おうとし、生きる意味とは何かという問いをともに考え続け、人生の共同の探求に用いていくことが大事であると主張している。最後の第11章ではキリスト教の教義を通して、「自分の存在を超えた存在」へ身を委ね、そこから生まれるつながりによって自分や他者の「弱さ」に寄り添う源泉にもなり得ることから、キリスト教には自殺予防対策の可能性があると述べた。

■ 本書の意義と課題

ここでは、本書の意義とともに深く検討する価値のある課題について評者なりに若干触れておきたい。

まず、本書の意義としては、①冒頭の「はじめに」でも述べたが、本書の最も重要なキーワードである「弱さ」へのまなざしという斬新な切り口が最大の特徴ともいえよう。分かりやすいが誰のころにも深く響くはずの「弱さ」というものを通して、生命の「強さ」を探求していき、自殺問題に含まれている「死と生」、「弱さと強さ」を弁証法的に論じてきたことが意義深い。そして、②自死遺族当事者の物語や援助者の実際に経験した事例を、評者は何度も胸を痛め涙を流しながら読み通したことが多かった。自殺からもたらされた様々な「傷」や「喪失」を論理や説明ではなく、「語り」という形で読者に理解してもらい、関心を高め、共感を呼ぶという点が評価すべきである。さらに、③自殺予防における「福祉」をより広い視点からとらえ、包括的、社会的な視座を踏まえ、新たな自殺予防モデルの構築に貴重な示唆を与えたといえる。

次に、本書の課題について述べておきたい。まず①、本書最後の「おわりに」の部分で「孤独死、無縁死」の問題は若干言及されたが、社会や家族から孤立された人はまた援助の対象者から排除されることも懸念される。第9章で検討されたアルコール依存症者の自殺問題のみならず、問題がみえにくいというよりも実際の支援の中で対象者（特に若者）を選択する「選択的支援」の問題も念頭に置かなければならない。さらに要支援者は自ら助けを求めることに対して抵抗感を持つ場合は、どうやって外部からその人を発見し、援助の手を差し伸べるのか、具体的に提案されていない。また、本書は自死遺族当事者、専門家や援助者、宗教などの様々な視点から自殺問題を論じ、特に印象に残ったのは、自殺、自殺で亡くなられた人、そして自死遺族への差別をなくし、社会全体的に受け入れ、包み込む土壌を作ることが終始強調されていることであるが、②自殺はまだ「他人事」として見られがちであり、一般人の視点から自殺をどうとらえているのか、そして普通の日常生活の中で努力できることは何かについては不十分である。さらに、第8章で大学生の自殺問題は取り上げられ、専門機関の対策や友人関係の活用などは提案されているが、③大学生に拘らずに学生全体を視野に入れることが重要であると考えた。学生は将来の社会人の予備軍であり、学生時代に受けた教育、養育環境、そこから形成された価値観（死生観）はその人の人間関係、考え方などへの影響は軽視できない。第2章では少し言及されたが、教育、養育環境、死生観の



文化土壌などの要素についての検討をさらに深めていくことが望まれる。

最後に、評者が所属している同志社大学の木原活信先生を

はじめ、本書の編著者の方々には心より感謝を申し上げたい。自殺問題だけではなく、人生や生命の意味を改めて考えさせてくれる力作であり、お読みいただくことをお勧めする。

書評 4

埋橋孝文編著 『社会福祉の国際比較』 (放送大学教育振興会、2015年)



呉 蓓郁 (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士前期課程2年)

本書は、2015年の8月に放送大学で開設された「社会福祉の国際比較」の教科書になっている。世界各国における、現代の生活問題の予防・緩和・解決のために、社会福祉の全般をより多くの人々に理解して頂くことを目的に、著者がこれまで出版した論文や論説を改めてより分かりやすく書き下ろしたものである。そのため、本書では、グローバル化の進展と各国固有の経済・社会的背景の中で、各国における社会保障や社会福祉のダイナミックな対応を示し、海外の社会保障・社会福祉の全体像が示されている。また、福祉政策・制度・実践の国際比較の理論と方法によって、国際比較という「鏡」に照らし、日本における福祉の「姿」を読み解いている。

本書は、15章で構成されているが、大きく3つの内容に分けられる。一つは、先進諸国の年金や医療を中心に、社会福祉制度の全体像を把握すること。また、そこから、国際比較を通じ、日本の社会福祉制度を検討する。日本の特徴、問題点に加えて、そのあるべき姿を考えていく。さらに、東アジア諸国における社会福祉政策が提起する、理論的問題の検討、その動態把握のための分析枠組みの提示がめざされる。以下で、その内容を簡単に紹介する。

まず、埋橋孝文氏が先進諸国における社会福祉の構造、特徴とする役割を解説する。また第5章では、日本の公的扶助制度である生活保護制度は国際比較の中で、その仕組みや水準に関する特徴を探っていく。(第1、5章)

そして、岡伸一氏が、主要先進5か国における医療保障制度、失業保障制度の基本構造を明らかにし、対応の在り方を比較・検討し、改革の動向を探る。また、社会保障の国際的な諸問題を解決するために国際機関の国際連合、ILO、EU、欧州評議会の社会保障政策を概観する。(第2、3、4章)

また、新川敏光氏がさらに、福祉国家とは何かを検討し、その推進力として民主主義政治が重要な役割を担ったことと、社会公平を追求する考えと勢力であったことを解説する。福祉国家の諸類型である社会民主主義、保守主義、自

由主義、家族主義という四つに分類し、それぞれの類型の特徴を、代表的例を紹介しながら、明らかにする。(第6、7、8章)

続いて、福祉国家は、一国主義的な経済管理と完全雇用を前提に、民主主義政治を通じて実現した。しかし、グローバル化により一国主義的な経済管理は限定され、このようななかで、福祉国家政治はどのように再編されようとしているのかを、大塩まゆみ氏が説明する。また、他方で各国とも高齢化が進行している。大塩氏も、日本における高齢者問題に対する対応や課題を明らかにし、また日本の家族ケアの社会化の視点から、社会福祉のあり方について検討しながら、福祉先進国スウェーデンの高齢者福祉の歴史の変遷と思想基盤を探り、高齢者ケアの最近の動向・特徴を紹介する。人口の高齢化と要介護高齢者の増加という共通する課題に対して、日本とスウェーデンは、どのような視点で社会制度化してきたのかを見る。(第9、10、11章)

そして、李蓮花氏が、少子高齢化を背景に、社会福祉が急速に発展している東アジアを取り上げ、制度発展の全体的な背景や経緯を紹介したうえで、東アジアの社会福祉を考える際に必要な視点を提示する。また、日本以上に深刻な少子化、若年の雇用不安、外国人労働者や移民への対応を迫られている、同じ東アジアの韓国と台湾が直面する課題とその対応を考察する。そして、経済の急成長と格差の拡大を背景として、中国で行われている福祉改革の背景、現状および特徴を明らかにする。(第12、13、14章)

最後に、埋橋氏が先進諸国に共通した福祉政策の新しい動向として、ワークフェア、メイキング・ワーク・ペイ、ディーセントワークの3つを取り上げる。その上で、こうした国際動向が日本に対して示唆するものをまとめる。(第15章)

本書のもつ緻密な理論性は、評者自身の今後の研究にとって、大変に参考になるものと考えている。また、本書でいう社会福祉とは広い意味での社会福祉であり、年金や失業保険に代表される現金給付にかかわる制度から、医療・介護サービスなどの福祉サービスを提供する制度まで、広い

範囲に及んでいる。いずれも私たちの生活とつながりが深いものである。少子高齢化が進んでいる時代に、様々な新しい課題やリスクなどが登場している。そのような時こそ、海外に目を向け、海外の事例と動向から、その長所・短所

を認識しながら、自国の特徴や位置づけを明らかにすると同時に、今後のあり方を探ることが求められるのではないだろうか。本書は、世界の福祉の動向を理解していく際に、一読に値する書物であることは間違いない。

書評 5

居神浩編著

『ノンエリートのためのキャリア教育論 —適応と抵抗そして承認と参加—』

(法律文化社、2015年)



任 セア (同志社大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程2年)

本書はタイトルから新鮮な衝撃を与えてくれた。ノンエリートとはどんな人なのか、単純にエリートではない人と言っているのか、キャリア教育論とはノンエリートをエリートとして育てるためのキャリア教育論なのか等様々な疑問を持ちながら読みはじめた。

本書におけるノンエリートとは、「学校の勉強が苦手であった、あるいは成績が良くなかった」人たちの総称であり、「良い学校、良い会社」へのルートに進入することができなかった人たちのことである。このように「良い学校から良い会社へ」というのは主にエリートのルートであった。

しかし、エリートルートの最初の入口と言っても過言ではなかった「高等教育」へ進学する機会が大きく増大することによって、ノンエリートに対して、エリートの次のステップである「正社員就職」でなく、「非正規社員就職」のルートが広がってきた。

なお本書でいうキャリア教育とは、まだ試行錯誤の段階であり、就職に役立つ授業のような「キャリアセミナー」だけでなく、若者支援的な「イベント」や「サロン」のようなものも含まれると論じている。

ここで最初に言いたいことは本書がノンエリートの若者たちにとって多面的な承認の場を創出するための現場の実践論であり、より包括的な政策論を一貫して追究していることである。

本書の構成は二部構成となっており、第I部の「大学におけるキャリア教育論の実践と課題」の適応と抵抗の側面では、ノンエリート大学生(若者)へのキャリア教育の実践的課題について検討し、適応と抵抗の能力開発といった教育的アプローチでは十分ではないと限界について指摘している。

第1章では、ボーダーフリー大学生が学習面で抱えている問題について論じている。ボーダーフリー大学とは受験すれば誰でも合格できる大学、すなわち事実上の全入状態にある大学である。ボーダーフリー大学生やボーダーフリー

大学に所属する教員に対するアンケート調査やインタビュー調査をもとに実態を把握し、克服の糸口となる3点を導き出した。第1は学習習慣や学習レディネスをしっかりと身に付けさせるべく意識的に取り組むこと、第2は相互作用型授業を積極的に取り入れること、第3は授業の意味を学生に十分認識させることである。

第2章では、読売新聞「大学の實力」の調査からノンエリート大学生に意欲を引き上げ、力をつけるべく学習させて社会に送り出すというノンエリートの心に火をつける必要性について論じている。

第3章では、ノンエリート大学生の労働者の権利に関する理解について論じている。大学生のアルバイト経験と情報を探索する行動を取り上げて分析することによって、労働者の権利教育の実施方針について示唆を与えた。また、労働者の権利教育をキャリア教育に位置づけて学生を教育し、労働者の権利を学生が理解するよう促すことは妥当であると論じている。

第4章では、NPO法人「きょうと労働相談まどぐち」と労働問題講座から権利を行使することの困難と希望について論じている。ユニオンという労働組合に関わる人たちが、大学などの教育機関で行っている出前授業の取り組みと、出前授業の背景にある若者の労働問題やユニオン運動の課題に関してのインタビューの内容が書かれている。ここで驚いた点は実際にユニオン運動に関わる人たちは、低学歴、失業者、障害者、非正規雇用者、高学歴ワーキングプア、生活保護受給者の「落ちこぼれ」ということであった。ノンエリートではない人たちが集まり、ブラック企業に対して自らを守る知識と手段を普及させる。普及させる時、一番良い方法は学校の教育であり「労働問題の出前講座」という取り組みを始めたという点ではこれこそノンエリートのためのキャリア教育論とつながるのではないかと考えられる。



第Ⅱ部「大学外部におけるキャリア支援の取り組み」の「承認」と「参加」の側面では、「学び直し」という対応せざるをえない状況から小中高校の間にもっと「ありのままの自分」を認めてもらえるような「承認」の機会を作り出すことを論じている。社会への参加は正統な一員として参加することを意味する。

第5章では、生活実態に根差した〈キャリア教育／支援〉に向けてのノンエリート大学生を対象としたキャリア教育の射程について論じている。大学においてもキャリア教育の必要性を主張する声が大きいく中、若者が大学に在籍している段階から卒業し働くようになる初期キャリア段階まで追った詳細な調査—若者の学校から仕事への移行調査—から学外での生活状況や卒業後の初期キャリア状況を総合的に明らかにし、ノンエリート大学生の実態から、かれらを対象としたキャリア教育の課題を探ることについて論じている。

第6章では、地域若者サポートステーションによる高校アウトリーチが示唆するものについて論じている。就労支援の専門職として高等学校との地域連携で実施してきた取り組みについて紹介しながら、キャリア支援と心理支援の融合の重要性について主張している。

この調査から生徒たちは「意欲を育める場所を探している」と感じ、キャリア支援と心理支援の中でもキャリアサロンは地域のセーフティネットとして機能し、居場所を提供する機能もあると論じている。

第7章では、教育的アプローチによる自立支援の課題を子どもの貧困問題の視点から考察し論じている。これまで子どもの貧困が社会問題化するなかで、学力格差や進学格差という教育的不利は様々な観点から関心を集め、教育的アプローチを通じて貧困を克服する機能が強化されてきた。確かに子どもの貧困と教育には深い関連があるが、それに

は限界がある。限界を乗り越えるために、他の様々なアプローチとの組み合わせ、すなわち協働と連携が求められると論じている。

本書の意義は、ノンエリートとキャリア教育論に対して広義的に新しい視点を与えたこと、様々な分野でのアンケートやインタビュー調査を通してノンエリートに育てられた社会的環境の実態、それを克服するために必要なキャリア教育論の重要性について検討することでノンエリートの概念を明らかにしたことである。また、キャリア教育論が教科科目の授業の内容だけ問うものではなく、広義のキャリアを若者たちに考えさせる契機を与えるすべての要素であることを明らかにし、教育機関（学校）で勤めている教職員や研究者に新たな「問いかけ」をしたことである。

第3章と第4章で論じたように社会に進出していない未熟な若者たちあるいは社会経験があるが失敗を経験した若者たちへの労働者の権利教育や労働問題講座は自ら社会に自立し問題の解決策を探り、克服できる力を養う良い機会だと考えられる。

終章でも述べているようにノンエリート大学生の多くが抱えている課題は、大学という場に特有のものではなく、小学校から中学校、高校に至るまでの問題が先送りされた結果である。つまり、第6章と第7章のように貧困問題を教育的アプローチだけで解決するには限界があるので、居場所がない人に居場所としてキャリアサロンを提供すること、キャリア教育論のために様々な機関や専門分野と協働と連携することは重要であると考えられる。

これまでにない貴重な知見に基づいた示唆に富む本書の一読を心からお勧めしたい。また今後のユースワーク（青少年や若者に対する様々な支援活動を包摂すること）の観点から継続されるであろう「包括的な政策論」の研究も期待される。

書評 6

マイケル・ヒル／ゾーイ・アービング著、
埋橋孝文／矢野裕俊監訳

『イギリス社会政策講義
—政治的・制度的分析—』

(ミネルヴァ書房、2015年)



小西 洋平（京都大学大学院人間・環境学研究科博士後期課程、日本学術振興会特別研究員DC2）

■ はじめに

本書は、イギリスの社会政策を学ぶ人のために書かれた解説書である。しかしながら、本書の特徴は、イギリス社会政策を学ぶ学部学生に向けられるだけではなく、ソーシャ

ルワーカーや看護師、訪問看護師、その他の社会政策実務家のニーズを考慮に入れて作成されたことにある。それゆえに、社会政策の立案策定からその政策執行に至るまでのプロセスが解説されたり、各章ごとに「コラム」と題して

事例や課題、論争点などを挙げて社会政策上の具体的な問題解決に向けて読者が主体的に考えられるような配慮が施されたりしている。本書はこの意味で単純な解説書に留まらず、社会政策に関わるすべての人のための入門書となっている。それでは、教条的な制度解説にとらわれない柔軟にかつより身近に感じられるように設計された本書の構成と概要を見てみよう。

■ 本書の構成と概要

本書は全12章から構成されおり、大別すれば第1章と第2章がイギリス社会政策の歴史、第4章と第5章が政策立案と政策執行のプロセス、第5章から第10章までがイギリス社会政策の制度分析、第11章と第12章が現状と社会政策の関係となっている。

第1章では、「社会政策を学ぶ」として社会政策が我々を取り巻く様々な事柄と密接につながっていることを確認することから出発する。著者が、この章では限定的な学問上での社会政策の「意味」や「定義」を確定するのではなく、社会政策研究の奥行きと広がり、そしてその可能性を示すとしているように、より日常的な問題を引き合いに出しながら社会政策上の論争点が議論されていく。

第2章では、現在までのイギリス社会政策形成史が目的論的な発達の歴史として描き出されるのではなく、進歩—衰退、闘争—犠牲、他利—利己など対立し合う複合的な作用因から形成されるという観点から考察される。救貧法から新救貧法へ、ポーア戦争のインパクト、両大戦とベバリッジ報告、ベバリッジ以降の社会政策という社会政策上の重要点を挙げて実施された政策と突き合わせながらイギリス福祉国家の変容が明らかにされる。

第3章と第4章では、社会政策の立案から執行までのプロセスが解説される。立案と執行は相補的な関係にあり、特に政策執行した後のフィードバックを考慮すれば両者の境界は一樣のものでなくなるという理由から、この2つの章は一連のものとして描写されるべきであるとされる。イギリス社会政策の立案と執行のプロセスには、1998年以降に行政権をスコットランド、ウェールズ、北アイルランドに移譲することによって生じた非常に複雑な政治構造という特殊イギリス的な権限移譲問題に加えて、社会階層、ジェンダー、人種による専門サービスへのアクセスの偏りに対する公衆と政策執行機関との関係構築の問題が存在しているとされる。

第5章では、「社会保障」を「イギリスにおけるすべての所得補助のための公的システムを含めたもの」(p.121)として1. 拋出制給付、2. 国家が雇用主に対して支出を求める給付、3. 拋出の必要のない給付。資力調査はないが、受給者個人が特定のカテゴリーに属することを条件とするもの、4. 資力調査付きの給付、5. 税額控除という5つのカテゴリーに分類されて、分析される。

第6章では、雇用の促進と管理に対するイギリス政府の全般的な方向性が、1. 労働市場参加の全体水準、2. 仕事の特徴、3. 労働供給の性質、4. 労働需要という4点

から雇用政策、具体的には職業斡旋、職業訓練、雇用保護に関する政策とその政策手法の幅広さについて言及されながら、確認される。

第7章では、国民保険サービス(NHS)が検討の中心的部分となって、イギリスの保険医療政策が分析される。本章では、NHSによりサービス供給の組織的な編制に関する事柄から始められ、そのサービスについての説明責任と財務に関する課題、さらには一連の構造変革に伴うニーズと分配の問題(これは健康格差や治療の平等性に関わる)へと論が進められる。

第8章には、「成人のためのソーシャルケア」というタイトルがつけられているが、これは大きな変革期にあるイギリスのソーシャルケアサービスの状況に対応したものである。本書の執筆時点ではソーシャルケアサービスが、成人向けサービスと児童向けサービスの分離、成人向けサービスのNHSへの引き込みといった変化の渦中にあるとしながら、入所型、入所施設外でのケア、ダイレクト・ペイメントといった多岐に渡るソーシャルケアの活動が検討される。

第9章では、教育が研究の中心的対象となっている。国は教育の主要な提供者であると同時に、直接に管轄しない教育や児童ケアを監督するという2つの国の役割を確認した上で、著者は教育という領域において中央行政と地方行政の良きパートナーシップが徐々に切り崩され、はるかに中央支配の強化の方向へと進んでいると指摘する。その帰結は、社会階級、エスニシティ、ジェンダーとの関係に着目すれば、政府の手法では教育の不平等に多大なる懸念が見られるとする。

第10章「住宅」では、住宅が長期資産ということもあり、今日の住宅状況を理解するためにはこれまでの公共政策による住宅市場への直接的であれ、間接的であれ介入方法を振り返らなければならないという理由から、住宅政策の歴史的概観が取り上げられる。住宅「キャリア」という視点で見れば、閉じられたキャリアが大きな社会的格差を生み出しており、1940年代に掲げられた異なる所得の異なる社会階層の人たちが1つのコミュニティに横並びで生活するという計画は過去のものとなってしまった。

第11章と第12章では国内外におけるイギリスの現状と社会政策の関係について言及されている。第11章では欧州連合(EU)や超国家的・世界的国際機関からの外的影響、エスピン=アンデルセンの福祉国家レジーム論を基礎にしたの国家間の理論的比較、さらにイギリス政府の政治的範疇外に存在する福祉に関する議論が分析される。第12章では、家族の変化、職業生活の変化、イギリスの人口の変化という社会政策の変容に影響を及ぼす社会変化を取り上げている。

■ 本書の意義と課題

本書の意義とともに今後分析を深めていく必要があると思われる課題について若干触れたい。

自由—平等、権利—義務、自律—依存、福祉—労働など



といった社会政策一般に関わるアンビバレンスな問題意識と同時に連合国家イギリスが抱える社会政策上の政治的・制度的複雑性への意識を一貫して通底させながら、網羅的にイギリス社会政策の変遷を政治的要因に基づいて分析したところに本書の意義があるように思われる。

しかしながら、本書は副題に「政治的・制度的分析」とあるように、社会政策形成を政治的要因に求める一方で経済的要因への配慮が少ないように思われた。長い歴史を持つと同時に資本主義先発国の代表格であるイギリスにおけ

る蓄積体制は、その社会政策形成を分析する上で必要不可欠な視点ではなかろうか。とはいえ、原点に立ち返って、本書が社会政策に関わるすべての人のための入門書であるという点からすれば、本書はその役割を十全に果たすものと思われる。本書は、イギリス社会政策を学びたい人だけでなく、日本で社会政策に関わるすべての人々が日本の社会政策の論争点をイギリスの例を通じて相対化することを可能としてくれるだろう。

書評 7

衣笠一茂著

『ソーシャルワークの「価値」と「原理」 —「実践の科学化」とその論理構造—』

(ミネルヴァ書房、2015年)



評者はこれまで障害者福祉のなかでもとりわけ知的障害者を社会にどう包摂していくかをテーマに研究に取り組んできた。知的障害者とは、自らの置かれている社会的に不利な状況を的確に理解したり、それを自らの言葉で訴えていくことが障害の特性ゆえに難しい人たちである。評者にとっては、著者である衣笠氏の研究の起点にある「自己決定への懐疑」という問い、そしてそれに対して主張される「より上位の倫理論」の必要性や「多様な意味に満ちた実践」への着目は、知的障害者福祉においても新しい視点やアプローチを切り開いてくれる予感を感じさせるものであった。ソーシャルワークについて「価値」と「原理」にまで掘り下げて思考してきた著者の一連の研究を、紙幅の限られた雑誌論文や時間的な制約がある講演のみならず、このように一冊にまとめられた著書としてじっくり拝読できたことを心から嬉しく思う。

本書はまず第1章において、従来のソーシャルワーク論が展開してきた「自己決定の原理」に対する批判的な視座が述べられる。自己決定はソーシャルワークにおける個人の尊厳の尊重という価値を具象化する中心的な「原理」であるが、ソーシャルワーク実践においては、自己決定する能力がないと思われている人をどう支援するか、本人の決定を周囲が受け入れられない場合にどのような介入をするかといったジレンマが生じることがある。著者はこのようなジレンマ状況の解決を、自己決定のプロセスや手続きを精緻化し厳密化する方法論的議論に求めるのではなく、自己決定というテーゼそのものがもつ論理的限界を認め、それを乗り越える「価値」と「原理」の理論構造の構築に求

森口 弘美 (同志社大学社会学部社会福祉学科助教)

める。その方法論は、実践に携わるソーシャルワーカーの行為から理論を構築していく「実践の科学化」である。

第2章では、新しい理論構造を構築する際の視点として、「他者」や「関係性」への焦点化がなされる。「個」や「自己」に関心をもつ従来の主体性論から脱し、相互関係に基づく主体性(相互主体性)に着目すると、個人の能力は相互主体的に把握されるものとなり「共同性」を帯びることになる。つまり「共同性の価値」に基づけば、能力のあるなしに関する議論が、意味の生成すなわち「私にとってのあなたの存在の意味のあり様」へとシフトしていくことになる。

第3章では実践の科学化に向けての具体的な研究方法について議論され、続く第4章ではいよいよソーシャルワーカーの葛藤する実践の「語り」からソーシャルワークの構造を析出する質的研究のプロセスとその結果が記される。データ収集のフィールドは病棟内外の多種多様な専門職との連携・協働が要請される回復期リハビリテーション病棟である。著者は、一定の経験年数を積んだ医療ソーシャルワーカーの語りのなかに、自己決定できない「あなた」と向き合い受け入れる他者(家族やソーシャルワーカーなど)との間で捉えられる多様で豊饒な意味を読み取り、そこから「相互に肯定する関係性の原理」を提示する。

本書はこのようにして見出された「価値」と「原理」を提示するだけに終わらない。第5章および第6章においては、それらを既知の理論や自らが関与するソーシャルワーク実践と照らし合わせることで検証が進められていく。この二つの章をとおして、読者は著者の主張について「確か

に新しい知見が含まれている」「確かに妥当である」とただ頷首するだけではない。第5章では岡村理論の批判的検討を経て、著者の示す「共同性の価値の実践」としてのソーシャルワークの機能と役割が、「共同性を構成する多様な意味の再分配」にあることが提示される。また第6章においては、著者自身が関与する二つのフィールドワークを分析することで、ソーシャルワーク実践が「いかなる『豊かな存在の意味』の論理を、社会の中に再帰的に分配し得るのか」という問いを理論の側に突き付けているのだと、ソーシャルワークの実践と理論のあり方をめぐるダイナミックな読み解きを示される。

以上が評者なりに理解した本書の概要である。その理論展開は一貫して極めて緻密で、採用される方法論は科学的である。そして、著者はその理論構築の過程において、意思の表出が充分でできなかったり、自分で判断や決定をすることが難しかったり、あるいはその人の存在そのものの価値を疑われかねないような社会的な視線にさらされている人々を決して蔑にせず、むしろそうした社会的弱者と呼ばれる人々から汲み取ることでできる「生きることの『意味』の豊饒さ」に光を当てる。そのうえで、ソーシャルワークは、その「生きることの『意味』の豊饒さ」が、私たちの生きる空間、時間、関係としての「社会」を真に豊饒化していく実践だと言うのである。このようなソーシャルワークの再定義は、ソーシャルワークにおける「社会変革」のイメージを大きく変えていくのではないだろうか。あるいは、「なんとなくそのようなことが大事だと思っていた」という人、とりわけ実践に携わる人たちに、強い確信と自信を与えるのではないだろうか。

さて、このように極めて緻密に論理的に展開されていく本書を読みながら、評者がはたと立ち止まった箇所があった。上述した「生きることの『意味』の豊饒さ」が社会を豊饒にしていくと言うときに、その間にはソーシャルワーカーの何らかの営みがあるはずである。本書には、「クライアントから現出された『意味』を、言語すなわち『語り』として伝えてゆく」(205頁)という表現がある。また別の箇所では、「その『意味』がいかに社会を豊饒にするのか、その論理を語ることでできるコミュニケーション・スキルを備えていることがソーシャルワーカーには必要である」

(203頁)と述べられる。果たして、「生きることの『意味』の豊饒さ」が社会を豊饒にしていくときに「言語化」は必要不可欠なものなのだろうか。また「言語化」のみがその営みとして有益なのだろうか。

評者の前職は、障害者の芸術文化活動に取り組む非営利活動団体の職員である。評者はそこで、当該団体が障害者アートに取り組む意義が、言葉での主張が難しい障害者たちの存在のユニークさやかけがえのなさを、言葉だけではない多様な媒体(アート)をとおして見せることで社会や文化を変えていくことにあると教えられた。まさしく一人の人の「生きることの『意味』の豊饒さ」が社会を豊饒にしていくことを志向する実践だったと言える。もしもそうならば、評者が携わっていたのはソーシャルワークと言えるのだろうか(前職の同僚たちが自分たちの活動をソーシャルワークであると言ってほしいかどうかは別として)。そうではなくて、ソーシャルワークとそれ以外の社会福祉実践がやはり違うものなのであれば、その違いはアカデミックな知との往還を可能にする「言語化」を要請するかどうかにあるのだろうか。

評者は社会福祉の専門性を身につける機会をほとんどもたずに上述の実践に携わってきたため、後に社会福祉を学び研究するようになって「ソーシャルワークがいまひとつよくわからない」と感じ続けてきた。現在の職を得てソーシャルワークを教えなければならない立場になって初めてアイデンティティの揺らぎを経験し、学生に教えるうちにソーシャルワークがどういうものなのか、またその魅力も少しずつ理解できるようになってきた。それでもまだ「私」の中には、市民運動をベースとした活動の中で醸成された、「専門性に価値を置くこと」自体に対する抵抗が根深くある。

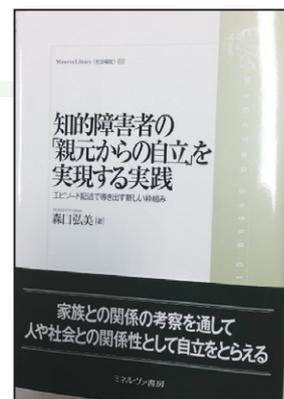
この書評の後半は、本書に対する批判でもなければ、課題の指摘でもない。むしろ、しばらく脇に置いていた「私」のアイデンティティをめぐる問いを久しぶりに思い出させてくれたという意味で極めてポジティブな感想である。それほどまでに、つまりこんな「私」でさえ「ソーシャルワークを私自身の実践として語ってもいいのかもしれない」と思ってしまうほど、説得力のある深遠な知に触れることのできた一冊であった。



森口弘美著

『知的障害者の「親元からの自立」を実現する実践』

(ミネルヴァ書房、2015年)



谷口 明広 (愛知淑徳大学福祉貢献学部教授)

この著書は、「特殊なもの」としてタブーとされてきた「障害のある人たちの親子関係問題」の中でも、特に難しいとされる知的障害のある人たちの家族関係を基本にし、「親元からの自立」をキーワードとして、その課題と実践を的確に捉えた秀作である。

我が国も戦後の高度成長期を迎える以前は、大家族の中で、障害のある人たちも「当たり前」の生活を過ごしていた。西洋文化が導入され、経済成長とともに核家族化が進み、彼らを世話する家族の人数も減り、親や兄弟姉妹に対する負担が増大した。それと同時期に「コロニー」と言われる大規模施設が建設され、知的障害者は学齢期が過ぎると、入所施設で生活することが「当たり前」という生活変容が見られるようになった。しかし、時代は流れ、ノーマライゼーション思想や脱施設化運動、そしてピープルズ・ファーストの活動等により、知的障害があっても地域社会で生活していくことが大切であるという共通認識が生まれた。これらの思想や運動を背景とした「親元からの自立」や「入所施設からの地域移行」という考え方は、現在の主流となってきている。

また、厚生労働省は、地域移行を進める意味から「今後は、入所施設の建設費用を助成しない」と決め、グループホームの整備を進めてきている。知的障害のある人たちが地域生活を営んでいく際に、彼らが必要としているサービスが未だ未整備であり、安心安全な生活を営める地域社会に成熟していないことが「親元からの自立」を妨げている原因の一つであると森口は書いている。

「親元からの自立」を考えたときに、養護学校（現在は特別支援学校）や障害児学級に通学している間は、昼間だけでも、親と子が固有の時間を持つことが出来たが、学齢期を過ぎると「在宅」を余儀なくされる者が多かった。卒業後の行き先が定まらない重度障害のある人たちの抱えた親たちは、1980年代から法制度には存在しなかった「小規模作業所」を作り出していく。これは、学齢期に完成された生活リズムを保持したいという気持ちも強かったが、自分の子どもが地域社会との接点を持ち続けられる環境を整備していくことに主眼を置いた運動であった。卒業後に行き先のない障害者の問題は、地方自治体にとっても難しい課題であっただけに、自治体独自の補助金を確保すること

により、進路問題に安定を求めた。この「小規模作業所」を設立していく運動は、制度的な改革という観点に加えて、親にとっての「自己改革」という考え方の変革につながったと森口は分析している。学齢期を過ぎると、入所施設に入るのが通例であった重度知的障害者に対して、自宅から通うことが可能な場所を確保したことは、確かな「変革」であったと確信できる。

日中に通う場所を確保することができたのだが、月日を重ねるにつれ、親の高齢化問題が押し寄せる。かつては、親の介護が限界を迎えたときに、入所という道を選ぶことに何の躊躇いもなかったと思われる。1980年代の「自立生活運動」や1990年代の「ピープル・ファースト運動」が求めた「自立生活」という概念は、彼らの家族ばかりでなく、知的障害のある彼ら自身の意識にも変革をもたらし、大規模施設に入所することなく、また「親元からの自立」も現実とするサービス体系を求めた。

「親元からの自立」がキーワードになっているが、『自立』という曖昧な概念を規定することが難しい。米国の自立生活運動では、独立 (Independence) という言葉を用いているように、地域社会でも一人暮らしと意味付けている。また、我が国においては、精神的自立 (Autonomy) に重きを置く考え方が主流となっている。この精神的自立は、意思決定が重要視され、家族や支援者であっても、本人の決定を尊重することに力点を置いている。それは、重度の知的障害者であっても、意思決定は支援されるべきであるし、本人の人権を十分に保障したものでなければならない。森口は、著書の中で「物理的に居所を分離すること」を成功例の一要因としてあげている。長年に渡り生まれ育った自宅とは異なり、グループホームや福祉ホームという新しい居住空間を生み出すところから『自立』を始めさせた親たちの考え方は、米国の運動と同時期に始まり、実現化は少し遅れたが、余裕を持って追いついたと言える。

カリフォルニア州では「グループホームを求める声は激減している」と聞いている。グループホームや福祉ホームは、少人数が一つ屋根の下で暮らしている。個人主義が確立している米国では、集団での生活を求めなくなってきている。知的障害のある人たちであっても、他者との共同生活ではなく、家族の中で生活することを求める障害者が増

えていると考えられる。地域社会での一人暮らしに寂しさを覚え、家族の暖かさを求める障害者の気持ちを理解することは容易である。カリフォルニアでは、本人が求めた場合には、実の父や母を「介護者」として登録することができ、親に介護費が支払われる制度になっている。障害当事者が選び、介護者としての問題点が無い場合は、介護者としての資格は必要とされていない。要するに、障害のある子どもが生まれてきたときに、親が仕事を辞めて、介護費の支払いを受けて生活していくのか、仕事を続けて、介護費でヘルパーを雇用するのかを決めることができる。森口は、このような考え方を「家族への依存の解消」とし、「居所の分離」とともに、「親元からの自立」を進める具体的なものと提示している。

知的障害者の自立を親サイドから考察するという研究視点は独自性があり、入所施設へ入ることを「捨てる」とか「手放す」という言葉を用いて、他の親を攻撃する行為は、障害児の親子関係が強いということが前提となっていることが理解できる。障害児と親との関係は、「共依存」と言っても過言ではないと思っている。インタビュー調査を通して、森口が収集したエピソードを読んでも、子どもに苦勞を掛けたくないという親心がはっきり浮き彫りになっている。子どもが嬉しくない環境に置かれることから、我が子を護ろうとする行為と理解されるが、親自身が心を痛めることを回避したいという無意識的行為が親子の分離を

困難なものにしている。

障害のない人たちが経験する「親元からの自立」は、子どもが成長していくと、親の思い通りには動かない「裏切り」を繰り返し、自立の道を模索している。この「裏切り」が子どもの成長と親の成長を促進するエネルギーであると考えられる。要するに、裏切ることが少ない知的障害のある人たちは、親への成長エネルギーを放出していないと考えられる。一般的には、子どもの成長が上回って、親元から離れることを決め、実行していくのである。このように、知的障害者の自立は、親がターゲットを握っていると言える。

森口のインタビュー調査は、インタビュアーである彼女自身も主体であることは興味深いが、知的障害者自身の存在が薄いと感じた。子どもと親が同じような方向性を持っていることは、ごく稀であると言える。障害のある人たちだから、親の言うことに従わなければならないということはない。障害者の意思決定が法的に護られるシステムを構築し、実用化していかなければならない。森口には、子どもと親の双方向からアプローチができる研究手法を生み出して欲しい。知的障害児の支援者には、特に必読を薦めたい。

(谷口明広氏は2016年1月24日、京都市の病院で逝去されました。享年59歳。謹んで、ご冥福をお祈りします。)

本号で紹介した8冊の本

